

令和 7 年度大阪地方最低賃金審議会

第 365 回総会 会議次第

令和 7 年 7 月 30 日（水） 午前 10 時 00 分
（大阪合同庁舎第 4 号館 2 階 第 2 共用会議室）

1 開 会

2 議 事

- （１）令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について
- （２）大阪府最低賃金の改正決定に係る意見等について
- （３）令和 6 年度大阪府最低賃金の改正決定にかかる答申附帯事項に関する取組状況報告について
- （４）その他

3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会第365回総会

(令和7年度 第3回総会)

資 料 目 次

資料 1	令和7年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項	P. 1
資料 2	大阪府最低賃金の改正決定に係る意見・要望	
(2-1)	大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額1,500円の早期実現と全国一律最低賃金制度を求める意見書 全大阪労働組合総連合	P. 3
(2-2)	大阪府の最低賃金、今すぐ1,500円に！等に関する 要望書 全大阪労働組合総連合	P. 5
(2-3)	令和7年度地域別最低賃金額改定に対する意見書 個人	P. 7
(2-4)	地域別最低賃金額改定に対する意見書 一般社団法人大阪タクシー協会	P. 39
資料 3	令和7年度大阪府最低賃金の審議の進め方	P. 41
資料 4	令和6年度大阪府最低賃金改正決定(答申)附帯事項 への取組について	P. 42

令和7年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和7年7月14日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- （1）大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- （2）前記（1）の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- （3）適正な改定最低賃金額の発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑かつ適切な調査審議を行う。
- （4）議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

4 審議の基本方針

- (1) 適正な改定最低賃金額の発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑かつ適切な調査審議を行う。
- (2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

2025 年 7 月 22 日

大阪地方最低賃金審議会会長 殿

団体名 全大阪労働組合総連合

代表者名 議長 福岡 隆行

住 所 大阪市北区錦 1-12-2

国労大阪会館 2 階

大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額 1,500 円の 早期実現と全国一律最低賃金制度を求める 意見書

厚生労働省が発表した 2024 年度の毎月勤労統計調査によると、実質賃金は前年度比 0.5% 減少しました。1996 年以降 2021 年を除き 30 年にわたって実質賃金の低下が続いています。

世界の先進国の実質賃金は、2000 年から 2022 年にかけて、アメリカで 1.76 倍、フランス 1.76 倍、イギリス 1.69 倍になっていますが、日本は 1.10 倍とこの 30 年間で唯一「賃金が上がらない国」となっています。日本の実質賃金は 1996 年のピーク時と比較して 2022 年の時点で年間 64 万円も減り、30 年前の水準にまで落ち込んでいます。厚生労働省の発表は、そこからさらに実質賃金が落ち込んだことを示しています。

日本を「賃金が上がらない国」にしてしまった背景には、この 30 年の間に低賃金で不安定な非正規雇用で働く人を労働者の 4 割にまで広げ、正社員には長時間労働が押し付けられてきたことがあります。その一方で、大企業の内部留保は 2023 年までの 10 年間で約 170 兆円増え 539 兆円にも膨れ上がっています。また消費税は 5% から 8%、10% へと増税が実施され、消費税収は個人所得課税を上回り税収のトップとなっています。2020 年度以降「社会保障のため」という名目で消費税を増税したのに、増税分は富裕層・大企業減税などの穴埋めに消え、年金、医療、介護などあらゆる分野で負担増と給付削減が繰り返されてきました。

憲法 25 条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。最低賃金は、第一義的に憲法 25 条が定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を労働者に保障する金額でなければなりません。事業者が「払えるかどうか」を検討して、労働者に「最低限度の生活を営む」に値する賃金を払うことが困難な場合、国には、憲法 25 条の「福祉増進」義務を果たすべく当該の事業者に対して必要な支援などを実施することが求められます。

30年にわたる実質賃金の低下と近年の異常な物価高騰は、労働者のくらしに深刻な影響をもたらしています。とりわけ非正規雇用で働く労働者の7割を占める女性、その中でも家計の主たる担い手となる非正規雇用の女性 288 万人は、食事の回数を減らすなどおよそ健康で文化的な最低限度の生活からかけ離れた生活をせざるを得ない状況に追い込まれています。長期に渡る実質賃金の低下は、今や人たるに値する生活を基本的人権として保障する日本国憲法に違反する重大な人権侵害をもたらしています。

大阪労連が生計費試算を再調査した結果、大阪市内に住む 25 歳ひとり暮らしで、普通にくらすために必要な金額は、月額 274,021 円、時間額 1,827 円であることが明らかになりました。このことから、大阪労連は、全国一律最低賃金制度確立の政策提起をはじめ、最低賃金生活体験・生活証言運動などを通じて現行地域別最低賃金の不当な低さを告発し、法定最低賃金の大幅な引き上げを求めてきました。

今求められるのは、中小企業への支援と合わせ、物価上昇を上回る賃金の引き上げです。そして、正規と非正規の賃金格差をなくし、男女の賃金格差、地域間格差を解消することが必要です。

前述した日本の2倍近い額の最低賃金を設けている先進各国をはじめ、世界の最低賃金制度の主流は全国一律です。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、生計費原則に基づく全国一律の最低賃金 1500 円の到達を強く求めるものです。

記

- 1、物価上昇を上回る賃上げを実現し、すべての労働者が人たるに値する生活ができるようにするために、大阪府の最低賃金を大幅に引きあげ、生計費原則に基づき早期に 1,500 円に到達させること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正（罰則強化）の実行を政府に求めること。

以上

2025 年度 物価高騰が続く今こそ、経済の好循環に向けた生活保障賃金の確立を！
大阪府の最低賃金、今すぐ 1,500 円に！！
全国一律最低賃金制度の創設を求める要請書

大阪府最低賃金審議会会長 殿
 大阪労働局局長 殿

● 要 請 趣 旨 ●

労働者のくらしは、四半世紀を超える実質賃金の低下と大企業優先の政治により、異常な物価高騰によって深刻な事態が続いています。特に女性・青年労働者や非正規労働者を中心に雇用と賃金の不安が広がり、暮らせない事態が生じています。さらに、2025 年 1 月から 4 月までに 6000 品目が値上げとなり、物価高騰に歯止めがかかりません。

2024 年 10 月改定によって最低賃金は、全国の加重平均 1,055 円となりました。大阪では、目安通り 50 円引き上がり 1,114 円となり、この改定で約 31 万 9,000 人が引き上げの対象となっています。

最高額の東京 1,163 円と最低額の秋田 951 円との差は 212 円です。何よりも、急激な物価高騰のなか、最低賃金近くで働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。一方で、徳島県が 84 円引き上げたことは、「大幅な引き上げは可能である」ということを示しています。目安にしばられた議論や「最下位」にならないようにとの議論が散見される中、あるべき地域最低賃金の水準論議をすすめるうえでも、全国一律制度に変えることの必要性が改めて浮き彫りとなりました。全国 28 の都道府県で取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、どこでも必要な生計費は時間額で 1,500 円以上との結果が出ています。大阪労連が、2024 年に調査した結果、大阪市内に住む 25 歳ひとり暮らしで、普通に暮らすために必要な金額は、月額 274,021 円、時間額 1,827 円であることが明らかとなりました。大阪の最低賃金 1,114 円では生活は苦しく、大幅な引き上げが必要です。

日本の最低賃金の水準は「過去最高の引き上げ」をしたにもかかわらず、世界の水準に届いていません。最低賃金の地域間格差を解消し、大幅に引き上げる事は喫緊の課題となっています。また、世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。日本がいかに低い最低賃金かわかります。最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきです。中小企業支援と最低賃金の引き上げをセットにし、中小企業も労働者も元気になる制度が必要です。「だれでもどこでも安心して生活できる」日本を築いていくことが重要となります。

つきましては、2025 年の最低賃金改定にあたり下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願い致します。

● 要 請 事 項 ●

1. 最低賃金時間額を今すぐ、1,500 円へと引き上げること。
2. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
3. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。
4. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。

2025 年 月 日

住所 次本市駅前三丁目8番13号

団体・代表者名 次本市役所職員労働組合

執行委員長 田中恒男

〔取扱団体〕 大阪春闘共闘委員会／全大阪労働組合総連合

この署名用紙は、大阪府最低賃金審議会に提出します。要請以外の目的に個人情報を使用されることはありません。

Date

No.

小川 7月15日

令和7年度地域別最低賃金額 改定に対する意見書

大阪地方最低賃金審議会 会長

※危険リズ7 ①～⑦ 添付



○ 大阪の自治体と大阪以外の
自治体の差

危険リスク の

記事1985〜>本文印刷プレビュー表示

No.00002 2016年04月01日 朝刊 岐阜全県・1地方 023ページ, 00334文字

適正な労働環境、確保へ条例施行 きょう大垣市 /岐阜県

大垣市は1日、市が発注する工事などの契約について基本理念や市内業者の積極的な活用などを規定した公契約条例を施行する。労働者の適正な労働環境を確保するため「労働条件チェックシート」も導入。元請け業者に提出を義務づけ、労働関係の法律違反の抑止効果もねらう。

市によると、東海3県で同様の条例を制定したのは4自治体目、チェックシートの導入は県内で初めてだという。

チェックシートでは労働関係法令の順守状況や最低労働賃金の単価を報告させる。一般競争入札と指名競争入札による予定価格500万円以上の工事請負契約と業務委託契約が対象で、随意契約を除く。報告を拒むと、契約違反で指名が停止される。労働者らの通報で、調査したり、事業者に報告を求めたりし、状況に応じて是正指導もする。

最低賃金に係る情報の提供に関する協定書

最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）の精神に則り、大阪市が発注する業務委託契約について、より一層の適正化を図るため、大阪労働局労働基準部（以下「甲」という。）と大阪市契約管財局（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条

本協定は、大阪市が民間企業等に業務委託を行っている場合に、その委託事業者に雇用されている労働基準法（昭和23年4月7日法律第49号）第9条の適用を受ける労働者（以下「労働者」という。）の最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、大阪労働局と大阪市との間で情報提供による緊密な連携を図ることを主たる目的とする。

（情報提供）

第2条

乙は、労働者について最低賃金の履行確保に支障が生じている等の情報を入手した場合は、別添「情報提供対象事実整理票」をもって甲の指定する連絡先に情報を提供することとする。なお、情報提供に関する取決めは、別途定める「情報提供要領」によることとする。

（個人情報の取扱い）

第3条

甲及び乙は、労働者から知り得た、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）第2条第1項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の漏えいを防止するなど個人情報保護に係る適切な措置を講じることとする。

（情報の連携）

第4条

甲及び乙は、目的の趣旨に鑑み、最低賃金の履行確保並びに公共調達に関する信頼及び安全性の確保等に関して、適確な周知広報を積極的に行うため、協力して、相互の情報交換による連携を図ることとする。

いんぱん



○ 行政罰について

1 行政罰の概要

行政上の義務違反に対して科される罰（行政罰）には、刑法で定められた刑を科す行政刑罰（例：懲役、罰金、科料）と刑法で定められていない制裁を科す秩序罰（例：過料）とに分けられる。

なお、条例においても行政刑罰及び秩序罰を規定することができるが、一定の制約（「2 金銭的制裁」参照）がある。



行政刑罰については、裁判所の裁判をもって刑が科される。法律による秩序罰（過料）についても同様である。一方で、条例による秩序罰（過料）については、裁判所を介さず地方公共団体の長限りでそれを科すことができる。ただし、地方公共団体の長によって秩序罰（過料）を科された者は、審査請求や取消訴訟の提起をすることができる。

2 金銭的制裁について

行政罰の中で金銭的制裁に当たるものとしては、行政刑罰である罰金及び科料、秩序罰である過料が挙げられる。

同じ行政刑罰である罰金と科料の違いは、その金額にあり、罰金は1万円以上（条例で規定を設ける場合は1万円以上100万円以下）、科料は1,000円以上1万円未満とされている。

なお、秩序罰である過料は、条例で規定を設ける場合、5万円以下とされている。

どのような義務違反に行政刑罰を科し、どのような場合に秩序罰を科すかについて明確な区分はないが、一般的には、反社会性の強い義務違反には行政刑罰、形式的又は軽微な義務違反については秩序罰を科す傾向がある。

種類	分類	条例で規定できる金額	対象となる義務違反の傾向
罰金 科料	行政刑罰	1万円以上100万円以下	反社会性の強い義務違反
		1,000円以上1万円未満	
過料	秩序罰	5万円以下	形式的又は軽微な義務違反

大阪労働局発表
平成29年12月25日(月)

【照会先】
大阪労働局労働基準部賃金課
(代表電話) 06(6949)6502

報道関係者 各位

大阪市と大阪労働局が

「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結しました！

～大阪市が発注する業務委託契約等の最低賃金履行確保のため情報の連携を強化～

大阪労働局(局長 田畑 一雄)は大阪市との間で「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、大阪市が発注する業務委託契約等を受注した業者に雇用される労働者の最低賃金の履行確保を強化することとしました。

今年度も大阪府最低賃金が改定され、時間額909円(前年度26円引き上げ)となりましたが、大阪府方最低賃金審議会からは管申の付帯事項において「行政機関が業務委託を行っている場合に、委託先における最低賃金の履行確保に特段の配慮が行われること」を要望されています。

大阪労働局においては、最低賃金の周知広報及び履行確保のために、関係団体及び地方公共団体等と協力しながら様々な取組を行っています。

協定の締結により、大阪市が発注する委託先に雇用される労働者が、大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合に、大阪労働局へ情報提供する仕組みを制度化し、大阪市が発注する公共調達への信頼と安全性の確保並びに最低賃金の履行確保を推進します。

1 平成29年12月19日(火)協定締結式を行いました。(別添1 参照)

大阪市契約管財局長(松元基泰)と大阪労働局労働基準部長(小島敬二)の出席により、協定の締結を行いました。

2 協定の内容

「最低賃金に係る情報の提供に関する協定書」(別添2 参照)

(要旨) 大阪市が発注した委託業者に雇用される労働者の賃金が、最低賃金を下回っている等の情報を大阪市が入手した場合に「情報提供対象事実整理票」を利用して、大阪労働局労働基準部賃金課へ情報提供を行い、大阪労働局は、所轄労働基準監督署を通じて、事業場に対し監督等を行う。

大阪労働局発表
令和5年6月29日（木）

【照会先】
大阪労働局労働基準部賃金課
（電話） 06 (6949) 6502

中核市初！ 枚方市と大阪労働局が
「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結します！

～枚方市が発注する業務委託契約等の最低賃金履行確保のため情報の連携を強化～

大阪労働局（局長 木原 亜紀生）は枚方市との間で「**最低賃金に係る情報の提供に関する協定**」を締結し、枚方市が発注する業務委託契約等を受注した事業者等に雇用される労働者の最低賃金の履行確保を強化することとしました。

枚方市との協定締結は、中核市として初めてとなります。

大阪労働局においては、最低賃金の周知広報及び履行確保のために、関係団体及び地方公共団体等と協力しながら様々な取組を行っていたところ、今般、枚方市との協定締結に至りました。

協定の締結により、①枚方市が発注する委託先に雇用される労働者が、大阪府最低賃金額未満の賃金を支払われているおそれがある等の情報入手した場合、②枚方市が低入札価格調査制度を適用する入札において、調査基準価格を下回る入札者に対して低入札価格調査を行ったうえ、契約締結した場合、大阪労働局へ情報提供する仕組みを制度化することで、最低賃金法を含む労働関係法令の遵守についても入札参加事業者に広く周知することができ、枚方市が発注する公共調達への信頼と最低賃金の履行確保を推進します。

なお、本協定は、平成29年12月に大阪市（令和3年3月に協定内容を拡充し再締結）と、令和元年11月に堺市と締結しており、3例目となります。

1 協定締結式

日時： 令和5年7月5日（水）午前10時～午前10時30分

場所： 枚方市役所 別館4階 市長応接室

枚方市大垣内町2-1-20

出席者： 枚方市長 伏見 隆（ふしみ たかし）

大阪労働局長 木原 亜紀生（きはら あきお）

大阪労働局発表
令和5年6月29日（木）

【照会先】
大阪労働局労働基準部賃金課
（電話） 06 (6949) 6502

中核市初！ 枚方市と大阪労働局が
「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結します！

～枚方市が発注する業務委託契約等の最低賃金履行確保のため情報の連携を強化～

大阪労働局（局長 木原 亜紀生）は枚方市との間で「**最低賃金に係る情報の提供に関する協定**」を締結し、枚方市が発注する業務委託契約等を受注した事業者等に雇用される労働者の最低賃金の履行確保を強化することとしました。

枚方市との協定締結は、中核市として初めてとなります。

大阪労働局においては、最低賃金の周知広報及び履行確保のために、関係団体及び地方公共団体等と協力しながら様々な取組を行っていたところ、今般、枚方市との協定締結に至りました。

協定の締結により、①枚方市が発注する委託先に雇用される労働者が、大阪府最低賃金額未満の賃金を支払われているおそれがある等の情報入手した場合、②枚方市が低入札価格調査制度を適用する入札において、調査基準価格を下回る入札者に対して低入札価格調査を行ったうえ、契約締結した場合、大阪労働局へ情報提供する仕組みを制度化することで、最低賃金法を含む労働関係法令の遵守についても入札参加事業者に広く周知することができ、枚方市が発注する公共調達への信頼と最低賃金の履行確保を推進します。

なお、本協定は、平成29年12月に大阪市（令和3年3月に協定内容を拡充し再締結）と、令和元年11月に堺市と締結しており、3例目となります。

1 協定締結式

日時： 令和5年7月5日（水）午前10時～午前10時30分

場所： 枚方市役所 別館4階 市長応接室

枚方市大垣内町2-1-20

出席者： 枚方市長 伏見 隆（ふしみ たかし）

大阪労働局長 木原 亜紀生（きはら あきお）

〇うし

危険 収め ②

けですよね。

請求人

渡してませんし、見せるためには、こういうかたちで、給与明細としてはたぶんこれくらい幅のやつなんで、そこには会社名はなかったんで、源泉徴収票自体は小さいやつなんで、まあ、見せるようなかたちで、最初は隠してましたけれども、もう何の反応も示さなかったんで私が見せて、見えにくいような仕草をしてましたんで、私はちゃんと名前も言ってます。

審査参与

見えなければなぜ見えないから見せろという事を言わなかったのかなど。

原処分庁

こちらの方からは見せてもらえればという話をさしてもらいましたけれども、調べるのがあなたの方のお仕事ですわねって、そういう言われ方をされましたんで、もうそこで分かったということで。

請求人

あとですわね。自分が行ったときに、マイナンバーというのも、使おうと思えば使えますんで、いくらでも調べようというその気があればいくらでも調べられます。

この会社マイナンバーを使って資格の取得届も出してませんし、税の方ではマイナンバーを使ってとか、変く巧妙な手口を使ってる。

審査参与

もうひとつだけ確認なんですけど、原処分庁さんに、83条84条の条項ですけれども、この文言では各号のいずれかのに該当するときは、六箇月以下の懲役または30万円以下の罰金に処するという形で書いてあるんですけど、それをまともになると、これに違反すれば即その様な処分が行われるという風になることは無いと思うんですけども、それはいままでのやり方として、きちっとこちらから確認して応じない場合にそれを、

原処分庁

応じない場合に、それら適用に至るケースがあるという風になっているんですけども、私はいままでの中で罰則規定を使ったという経験、私自身もないです。私が知る限りそういう話を聞いたことがないというのが事実でございます。

当然企業様に対しては必ずあれば依頼する、依頼の段階で企業様の方から必要な書類の提出があればそれに依拠して処理していく、こちらから依頼をかけた場合に、企業様が応じない場合につきましては一応文書をもって送る、そのうえで応じればそこで処理をしないと、文書をもって応じなければそこまで至るという事になると思うんですけども、実はそういうケースは私の記憶の中ではないです。

行政上の中であるかと言われれば、それはうちでは分かりません。

◆別の事業 10時間勤務で月給10万円

大阪市の事実上の同和对策事業として、市開発公社から直営駐車場の管理を委託された財団法人「飛鳥会」を巡る業務上横領事件で、飛鳥会が、収益事業のうち駐車場や喫茶店などで働く従業員らを、法律で義務付けられた健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれにも加入させていなかったことが、関係者の証言でわかった。1日10時間勤務で月給10万円足らずの従業員もあり、住民の生活改善という公益法人の設立目的とはかけ離れた運営実態。府警は、財団の収益の多くが、理事長の小西彦容疑者（72）（逮捕）周辺に流れた疑いが強いとみている。

関係者によると、これらの社会保険に加入していなかったのは、管理委託された西中島駐車場（大阪市淀川区）の従業員約20人や、JR大阪駅近くの喫茶店のアルバイト従業員ら。駐車場の従業員は、午前5時から翌日午前0時までの営業時間中、2交代制で勤務。1日9時間、週5日働く勤続10年以上の男性従業員は「保険に入れるという話で採用されたが、立ち消えになった」といい、個人で保険料が割高な国民健康保険に加入したという。

厚生労働省によると、健康保険、厚生年金保険両法では、従業員5人未満の個人事業者を除くすべての事業者に加入義務がある。パート、アルバイト従業員でも正社員の4分の3以上の労働日数・時間がある場合などは加入対象で、事業者は保険料を従業員と折半して国に納めなければならない。週20時間以上働く従業員を1年以上雇用見込みの事業者は雇用保険法で同保険への加入が義務付けられている。

喫茶店は、10人全員がアルバイト従業員。求人雑誌で募集していたという。時給800円台で週5日、1日7時間勤務する従業員は「アルバイトでも加入できるとは知らなかった。財団から説明はなかった」と話す。加入対象外の週2日勤務の従業員もいるという。

駐車場と喫茶店は、飛鳥会が毎年度、府に提出している収支決算書に一切、記載がなく、こうした未報告の収益事業で働く複数の従業員は「給与から所得税を源泉徴収されていない」とも証言している。

一方、府に報告されている公衆浴場などの収益事業では、保険加入し、所得税を源泉徴収されている従業員がいる。ある加入従業員は、月3日の休みで1日10時間働き、月給は手取り10万円に満たない。

府警の調べでは、飛鳥会の運営は、小西容疑者が1人で取り仕切っており、府警は、収益を隠すため、一部の収益事業を府に報告せず、従業員の保険加入や源泉徴収も行わなかったのではないかとみている。

2025/06/21 13:13		朝日新聞クロスサーチ	
00011	1996年10月29日	朝刊	兵庫 000ページ, 00323文字
		雇用保険法違反の容疑で3人を逮捕 県警と垂水署 /兵庫	
00012	1996年07月22日	夕刊	2社 014ページ, 00376文字
		末野系から未払い保険料など3千万円の徴収決定 大阪労基局【大阪】	
00013	1996年07月13日	夕刊	2社 012ページ, 00833文字
		末野社長を再逮捕 保険未加入などの容疑 府警・地検【大阪】	
00014	1996年07月13日	夕刊	1社 015ページ, 00204文字
		末野謙一・末野興産社長を再逮捕 所得税法違反などで大阪地検・府警	
00015	1996年07月12日	夕刊	1社 019ページ, 00836文字
		末野謙一社長、再逮捕へ 源泉所得税不納付容疑で大阪地検【大阪】	

の大阪市の国保では身元がバレル

との説明の為 通算1件らしい

危険リスク③

○国民健康保険の被保険者資格に係る確認事務の実施について

(平成30年6月27日)
(保国発0627第1号)
(都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長あて厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)
(公印省略)

国民健康保険の被保険者資格の取得、喪失に係る適用事務は、国民健康保険制度の事業運営の基
本となるものであり、資格取得の届出時において提出書類等で確認を行うほか、日本年金機構から
提供される年金被保険者情報を活用すること等により適用の適正化を実施している。

しかしながら、事業所に勤務し、本来は健康保険や厚生年金に加入すべきでありながら、国民健
康保険や国民年金に加入している方がいる可能性があること(平成29年4月3日付保国発0403第1号
厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)に基づき、平成29年度から各市町村(特別区を含む)以下
同じ。)において、周知用リーフレットの窓口設置や必要な者に対する年金事務所への相談案内等の
取組を開始したところである。

さらに、平成29年7月から9月の間、市町村の協力を得て、市町村国保の窓口や郵送で就労状況等
を確認した上で、日本年金機構年金事務所(以下「年金事務所」という。)へ情報提供を行うモデル
事業を実施したところである。

今般、モデル事業の実施結果がとりまき、モデル事業を通して健康保険・厚生年金の適用の
可能性があるものについて年金事務所へ情報提供を行った結果、加入指導等により適用に結びつい
ているところである。

こうした実施状況を踏まえ、国民健康保険の被保険者資格の適正な管理を促進する観点から、年
金事務所と連携した資格確認事務の取扱いについて下記のとおりまとめたところである。

都道府県におかれては、その内容について御了知の上、貴管内市町村に周知することにも、実施
可能な市町村において、準備が整ったところから順次取組を進めるなど、実情に応じた取組が図ら
れるようご配慮願いたい。

なお年金局及び日本年金機構とは協議済であることを申し添える。

記

1. 適正な資格管理に係る取組の全体像

各市町村において、「国民健康保険の被保険者の適用にかかる周知について」(平成29年4月3
日付保国発0403第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)に基づき、引き続き、周知用リー
フレットの窓口設置や必要な者に対する年金事務所への相談案内等の取組を実施する。

また、市町村の実情に応じ、さらなる適用の適正化を促進する観点から、次の2.及び3.に示
す事務の実施に努める。

2. 被保険者資格確認事務

(1) 市町村窓口による確認事務

① 国民健康保険の加入手続きや納付相談等のために国民健康保険担当窓口に来所された方
に、状況に応じて就労の有無を聴取し、就労していることが明らかとなった場合に、周知用
リーフレット(別添1)を渡して健康保険・厚生年金保険の適用の考え方を説明する。

その上で就労状況等に関する確認票(以下「確認票」という。)(別添2)に記入を依頼して、
健康保険・厚生年金の適用の可能性がある場合には、年金事務所へ回付し情報提供を行う。
ただし、窓口において記入が困難な場合などは、確認票を渡して所管の年金事務所へ相談に
行くよう案内を行う。

② 滞納者に係る納付相談を税務部門等で行っている場合は、当該部門の協力を得る必要があ
る。また、窓口業務を外部委託している場合等は、本確認事務の内容及社会保険の適用要件
について研修を行うなど、充分な制度の理解を図ることが必要と考える。

(2) 郵送による確認事務

① 国民健康保険加入後に事業所で勤務する場合もことから、国民健康保険料(税)を滞納
している被保険者(世帯主)宛ての督促状等の送付や短期証の交付、被保険者証更新の機会な
どに併せて周知用リーフレット及び確認票を同封して健康保険・厚生年金の適用の考え方を
改めて情報提供し、就労している場合には、同封の確認票に記入後、市町村に返送するよう

お勤め先の名前	
お勤め先の所在地	
お勤め先の電話番号	
勤務期間	自(年 月 日)から至(年 月 日)

(5) 年金事務所があなたのお勤め先の現在のお勤め先に調査を行うにあたり、あなたのお
名前を言って調査しても差し支えないかどうか、当てはまるものを選び、○を
つけてください。

- ☐
- 1 名前を伝えての調査をしてよい。

2 匿名での調査にしてほしい。

※ 1に○をつけた場合は、お勤め先が、適正に社会保険を適用しているかど
うか確認する際に、年金事務所がお勤め先の方へあなたの氏名、生年月日
をお伝えすることとなります。
また、2に○をつけた場合は、匿名での調査となりますが、その場合、年
金事務所での確認調査に期間を要する場合がありますので、ご了承下さい。

上記(5)の1、2にかかわらず、以下に氏名・生年月日・住所・電話番号のご記入をお願い
します。この個人情報、年金事務所(日本年金機構)に提供しますが、年金事務所での調査
以外の目的には使用いたしません。

氏名: _____ 生年月日(昭和・平成) 年 月 日

住所: _____

電話番号: _____

ご記入いただく項目は以上です。

〇〇年金事務所 連絡先

電話番号(〇〇〇)〇〇〇〇

○法律とはちがう国保行政

危険リスク④

○国民健康保険法施行事務の取扱について

(昭和三十四年一月二七日)
(保発第四号)

(各都道府県知事あて厚生省保険局長通達)
国民健康保険法は、本年一月一日より施行され、その運用については、別途次官名をもつて通知されたところであるが、これが施行事務の取扱については、左記事項に御留意のうえ、その実施に遺憾なきを期せられたい。

なお、管下の保険者、被保険者、医療関係者、関係団体等に対しても、関係の事項をそれぞれ示達の上、実施について十分留意せしめるよう指導されたい。

おつて、昭和二年七月三十一日付保発第九号「改正国民健康保険法の施行に関する件」、昭和三年七月三十一日付保発第六号「健康保険と船員保険並びに国民健康保険の診療に関する保健所の管理者との契約について」、昭和三年七月三十一日付保発第一〇号「国民健康保険の事務取扱に関する件」、昭和三年一〇月三十一日付保発第七号「健康保険組合被保険者の被扶養者に対する国民健康保険の取扱について」、昭和四年五月六日付保発第三五号「健康保険の被扶養者が国民健康保険の被保険者の資格を有する場合の取扱について」、昭和五年七月一五日付保発第四九号「国立病院及び国立療養所の行う健康保険、船員保険及び国民健康保険の診療に関する契約の件」、昭和六年四月一日付保発第九号「国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に関する件」、昭和二年九月二二日付保発第六五号「国民健康保険の保険者と国立病院との協定について」、昭和二年九月二二日付保発第六五号「国民健康保険における一部負担金の徴収に関する最終責任者について」、昭和二年九月二二日付保発第七号「特別国民健康保険組合の設立について」、昭和三年五月一八日付保発第二五号「国民健康保険の保険者と療養担当者である薬剤師との協定の改正について」及び昭和二年二月二六日付保発第六〇号「身体障害者福祉法の一部を改正する法律の施行等について」は、これを廃止する。

なお、この通知において引用する法令は、次のように略称する。

- 一 国民健康保険法(昭和三年法律第六〇号) 旧法
- 二 国民健康保険法(昭和三年法律第一九二号) 新法又は法
- 三 国民健康保険法施行法(昭和三年法律第一九三号) 施行法
- 四 国民健康保険法施行令(昭和三年政令第三六二号) 令
- 五 療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三年政令第三六三号) 登録政令
- 六 国民健康保険法施行規則(昭和三年厚生省令第五三三号) 規則
- 七 療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する省令(昭和三年厚生省令第五四四号) 登録省令
- 八 療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求に関する省令(昭和三年厚生省令第五五五号) 請求省令

記

第一 市町村による国民健康保険事業の実施に関する事項

(一) 市町村の実施義務

(市町村)

一 国民皆保険を実現するため、昭和三十六年四月一日までの間の猶予を認めて、国民健康保険事業の実施を市町村の義務としたこと(法第三条、法附則第二項)。

(事務組合)

二 旧法第二条に規定する市町村又は特別区の組合については、地方自治法の定めるところにより、国民健康保険を行うことができること。

(勧告及び助言)

三 厚生大臣又は都道府県知事は、国民健康保険の未加入者を一日もすみやかに解消させるため、昭和三十六年三月三十一日までの間に、国民健康保険を行っていない市町村に対し、事業の開始につき必要な勧告及び助言を行うことができたとされたこと(施行法第一条)。

なお、この勧告は、その趣旨を明らかにするため、文書をもつて行うことが適当であること。

三 健康保険その他の被用者保険の被保険者を、法律上、国民健康保険の被保険者から除外する点については、旧法と同様であるが、被保険者から除外される者は、すべて、この法律又はこれに基く厚生省令で定め、被保険者の資格の統一を図つたこと(法第六条)。

(二重加入の廃止)

四 従来から問題となつていた他の社会保険の被扶養者と国民健康保険に加入せしめる二重加入は新法においては認められないものであること。

(生活保護を受けている者の適用除外)

五 生活保護法の規定による保護を受ける者は、保護開始と同時に被保険者から除外することせず、政令で定める期間すなわち、三箇月間を経過した場合にはじめて、被保険者資格を喪失せず、当該保護を停止又は廃止されるにいたつた場合は、ただちに被保険者資格を取得させることとしたこと。この政令で定める期間は、当分の間の措置を定めたものであつて、おそくとも昭和三年三月三十一日までに再検討されるものであること。

また、法第六十六条に規定する「生活保護法による保護を受け」の保護とは、生活扶助たる、その他の扶助たるを問わず、すべての保護について保護の決定を受けた場合をいふ、三箇月を経過すれば被保険者より除外するものであり、その間、何らかの理由により停止されている期間をも、右の三箇月の期間には算入するものであること。ただし、三箇月経過した時期において保護を停止されている場合には、被保険者より除外せず、当該停止が解除され、保護を受けたときに被保険者から除外する趣旨であること。

なお、期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用するものであること(法第六十六条・第一一条・令第一一条・附則第一二項)。

(条例で定める者)

六 法第六十八条の規定による厚生省令で定める者のうち、規則第一条第三号に定める「その他特別の事由がある者で条例で定める者」とは、従前におけるように任意に定める趣旨ではなく、貧困により市町村民税の免除を受けた者等明らかに保険料(税)負担能力のないと認められる者又は保険事業の対象としがたい者に限り市町村の実情に応じて定めること。

(資格喪失の時期)

七 被保険者の資格の得喪時期については、法第七条及び第八条に規定するところであるが、国民健康保険の各保険者の相互の間においては、重複はもとより間隙を生じないように配慮したものであること。

(健康保険との調整)

八 被保険者の資格に関しては、健康保険と国民健康保険との間に取扱い上の調整を考慮する必要があるが、とくに国民健康保険が実施されている市町村においては、保険料及び保険給付に關し複雑な点も生ずることが考えられるので、健康保険の適用に當つては關係市町村との調整に留意すべきものであること。この調整に關して、別途通知するものであること。

(二) 経過措置

(二重加入者)

一 新法施行の際、現に二重加入をしている者については、昭和三十六年三月三十一日までの間は被保険者とするものが認められるものであること。

すなわち、新法の施行の際現に国民健康保険を行つてゐる市町村は、被保険者の資格に關し、昭和三十六年三月三十一日までの間は、条例の定めるところにより、従前の例によることができるが、その趣旨は、新法への切換えを円滑にするため、経過的に、従前の条例の規定によるものを認められたものであること。従つて、例えば、二重加入者につきこれを希望してゐるのみを被保険者とし、その他を除外するという取扱はできず、二重加入者によること前の例によらないこととする場合は、二重加入者のすべてを除外し、従前の例によることとする場合は、現に二重加入者である者はすべて被保険者とするとしなければならぬものであること。

(二重加入の制限)

二 二重加入者については、新法の施行の際、当該市町村の被保険者であり、かつ他の社会保険各法の被扶養者に限り、被保険者となることができるのであつて、新法の施行後における出生、住所、移転等による二重加入は一切認められないこと。

第四 市町村の運営に関する事項

(被保険者証の交付請求)

情報公開しても、国、府、市、道、県、市、町、村、に通知するものではない

国民健康保険とは

[2015年1月1日]

SNSリンクは別ウィンドウで開きます

f シェア ツイート

Bookmark

国民健康保険は、勤務先の健康保険やその他の医療保険に加入できないすべての人たちが、病気がケガで経済的負担にみまわれたとき、お互いに助け合い、負担を分かち合うため、日ごろから保険料を出し合って医療費を負担する制度です。

被保険者

国民健康保険に加入している方を被保険者といいます。 **法律とは違う**
市内に住んでおられるすべての方は、大阪市の国民健康保険に加入しなければなりません。
ただし、次の除外要件にあてはまる方は除かれます。

除外要件

- 勤務先などの健康保険の被保険者とその扶養家族（日雇特別被保険者を含む）
- 船員保険の被保険者とその扶養家族
- 公務員や学校などの共済組合の組合員とその扶養家族
- 市場・浴場・たばこ・芸能人などの国保組合の被保険者
- 後期高齢者医療制度の被保険者
- 生活保護法の適用を受けている方
- 中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている方
- その他、児童福祉法の適用を受けている児童で扶養義務者のない児童など、厚生労働省令で定める特別の理由がある方

国民健康保険の適用対象となる外国人の方

大阪市内に住む外国人の方で、次の加入要件にあてはまる方は、大阪市の国民健康保険に加入しなければなりません。

加入要件（外国人の方）

- 大阪市内で住民登録をされている方

トップページ > 暮らし > 国民健康保険 > 国民健康保険のしくみ > 国民健康保険とは

国民健康保険とは

ページ番号：369744 2017年8月14日

国民健康保険とは、被保険者、国民健康保険の適用対象となる外国人の方、介護保険第2号被保険者、国民健康保険に加入するとき、やめるとき、届出が必要なお知らせ、届出をするときの注意、届出が遅れたとき（14日を過ぎたとき）

国民健康保険とは

国民健康保険は、市町村が被保険者となって運営する公的な医療保険制度です。

自営業の方や、パートやアルバイトの方など、職場の健康保険やその他の医療保険に加入していないすべての方が、病気がケガで経済的負担にみまわれたとき、お互いに助け合い負担を分かち合うため、普段から保険料を出し合って、これに国や府、市町村が税等を拠出して医療費を負担する制度です。

被保険者

国民健康保険に加入している方を被保険者といいます。 **法律とは違う**
大阪市内に住む次の1～9に該当する方以外の方は、大阪市の国民健康保険に加入しなければなりません。

除外要件

- 会社などの健康保険組合に加入している方、その扶養家族
- 公務員や学校などの共済組合に加入している方、その扶養家族
- 市場・浴場・たばこ・食品などの国民健康保険組合に加入している方
- 船員保険に加入している方、その扶養家族
- 日雇特別被保険者、その扶養家族
- 後期高齢者医療制度に加入している方
- 生活保護法の適用を受けている方
- その他、児童福祉法の適用を受けている児童で扶養義務者のない児童など、厚生労働省令で定める特別の理由がある方
- 中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている方

国民健康保険の適用対象となる外国人の方

大阪市内に住む外国人の方で、前記1～8及び次の(1)～(7)に該当する方以外は、国民健康保険に加入しなければなりません。

国民健康保険の適用対象とならない方

(1)在留期間が3か月以下の方

※3か月以下の在留資格を持って住所を有する方のうち、在留資格が「興行」「技能実習」「家族滞在」「特定活動」の場合で、資料により、3か月を超えて滞在すると認められる方は、国民健康保険には加入できません。

② 上級法である所得税法を無視

危険 127 ⑤

んで、そう
上、会社さ

とがありません。

ここ働く前のところでも派遣というところで働いていましたけれども、抜いて
という形でクレームを入れております。そこはワークコスモという派遣会社です。その時
は2015年の11月13日まで働きましたが、抜いたのが12月1日です。まあこうい
うことが当たり前のような、なんで抜いてくれないのかと聞いたから、社労士さんの都合と
いう形です。ちょっとほんとと保険について言えばいいかげんな、それが当たり前のような
お話ですね。

「年の4月1
退職日とな
ですかとい

審査官

今回の違法行為を訴える中で、雇用保険の加入がなされたかどうか確認をされましたか。

請求人

はい。

なんともお

審査官

違法行為という事でお話をされている中で、雇用保険を加入していただいているかとい
う確認はされたんでしょうか。

「ええ、まず随
「います。で

請求人

それはいつのことですか。

「保険というの
「ているんで

審査官

11月8日より前とか、ずっと布施でご相談とか違法行為のお話をされていると書かれ
てますけれども、話の中でそう言った雇用保険の加入というお話はされたんでしょうか。

「入であるの
「ます。それ
「は加入要件
「事です。強

請求人

雇用主の方からですね、言われたのはですね、パート、アルバイトだと保険とかが大変
だろうから、社員にならないかと言われたんですよ。社員だと保険に加入しますと、パー
ト、アルバイトは掛けるものではないという形の言葉をいただいております。それはそこ
の事業所だけじゃなくて、いろんな行政機関でも言われます、年金事務所、大阪市の職員
でも言いますそれは。パート、アルバイトには保険は掛けなくてもいいという認識でやっ
ております、皆さんが。

「て違法行為の
「変更説明して

審査官

そしたらあと雇用保険の取得に関しまして週及すると雇用保険料の支払いが生ずること
は知ってましたか。

請求人

だから私は罰則を与えよと。確認を。あったかなかったというものをちゃんとこちらの
方々に見てもらわないと、まずは確認してもらわないと、イコール週及、週及するために

Q					
本文へEnglish読み上げ・文字拡大使用方法利用者別に調べる					
サイトマップ					
ホーム	税の情報・手続・用紙	刊行物等	法令等	お知らせ	国税庁等について

ホーム / 法令等 / 質疑応答事例 / 源泉所得税 / 健康保険料の事業主負担（2分の1以上の負担）による経済的利益

健康保険料の事業主負担（2分の1以上の負担）による経済的利益

【照会要旨】

A社では、健康保険料の負担割合を厚生労働省の認可を受け、次のように定めています。

事業主負担 = 6%

被保険者負担 = 3.97%

$(6\% + 3.97\%) \times 1/2 = 4.985\%$

この「4.985%相当額」を超える事業主負担は、被保険者である従業員に対する経済的利益に該当しますか。

【回答要旨】

経済的利益には該当しません。

健康保険料の負担割合は、事業主負担が全体の2分の1、被保険者負担が全体の2分の1が原則ですが(健康保険法第161条)、健康保険組合の規約をもって事業主の負担割合を増加することができることとされており(同法第162条)、その増加した割合による事業主負担の保険料も、健康保険法の規定により事業主が負担すべき保険料ということとなります。

逆にいえば、この事業主負担以外の部分が被保険者として負担すべき保険料であり、これを事業主が負担した場合、照会の場合でいえば、3.97%相当額の全部又は一部を事業主が負担した場合に初めて経済的利益が発生することとなります。

【関係法令通達】

所得税法第36条第1項、第2項、健康保険法第161条、第162条

注記

令和6年8月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

[このページの先頭へ](#)

ホーム / 法令等 / 質疑応答事例 / 源泉所得税 / 健康保険料の事業主負担（2分の1以上の負担）による経済的利益

税の情報・手続・用紙

- 税について調べる
- 申告手続・用紙
- 納税・納税証明書手続
- 税理士に関する情報
- お酒に関する情報
- 税の学習コーナー

刊行物等

- パンフレット・手引
- インターネット番組「Web-TAX-TV」
- 出版物
- 統計情報
- 点字広報誌「私たちの税金」

法令等

- 税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）
- 法令解釈通達
- その他法令解釈に関する情報

- 事務運営指針
- 国税庁告示
- 文書回答事例
- 質疑応答事例

お知らせ

- トピックス一覧
- 報道発表
- パブリックコメント
- 調達情報・公売情報
- 不審な電話や振り込み詐欺にご注意を
- その他のお知らせ

国税庁等について

- 国税庁の概要
- 組織（国税局・税務署・税務大学校等）
- 採用情報
- 国税庁の実績評価
- 審議会・研究会等
- 情報公開・個人情報の保護

利用者別情報

- 個人の方
- 法人の方
- 源泉徴収義務者の方

国税庁 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 （法人番号7000012050002）

 所在地情報

[ご意見・ご要望](#) [関連リンク](#) [ウェブアクセシビリティ](#) [利用規約・免責事項・著作権](#) [プライバシーポリシー](#)

[給与等に係る経済的利益] | 国税庁

1. ホーム
2. 法令等
3. 法令解釈通達
4. [給与等に係る経済的利益]

(課税しない経済的利益.....永年勤続者の記念品等)

36-21 使用者が永年勤続した役員又は使用人の表彰に当たり、その記念品として旅行、観劇等に招待し、又は記念品（現物に代えて支給する金銭は含まない。）を支給することにより当該役員又は使用人が受ける利益で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、課税しなくて差し支えない。（昭46直審（所）19改正）

- (1) 当該利益の額が、当該役員又は使用人の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められること。
- (2) 当該表彰が、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔を置いて行われるものであること。

(課税しない経済的利益.....創業記念品等)

36-22 使用者が役員又は使用人に対し創業記念、増資記念、工事完成記念又は合併記念等に際し、その記念品として支給する記念品（現物に代えて支給する金銭は含まない。）で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、課税しなくて差し支えない。ただし、建築業者、造船業者等が請負工事又は造船の完成等に際し支給するものについては、この限りでない。（昭60直法6-5、直所3-6改正）

- (1) その支給する記念品が社会通念上記念品としてふさわしいものであり、かつ、そのものの価額（処分見込価額により評価した価額）が1万円以下のものであること。
- (2) 創業記念のように一定期間ごとに到来する記念に際し支給する記念品については、創業後相当な期間（おおむね5年以上の期間）ごとに支給す

医療保険契約等（確定給付企業年金規約及び適格退職年金契約に係るものを除く。36-32において「生命保険契約等」という。）又は法第77条第2項に規定する損害保険契約等（36-32において「損害保険契約等」という。）に係る保険料又は掛金

- (2) 法第74条第2項《社会保険料控除》に規定する社会保険料
- (3) 法第75条第2項《小規模企業共済等掛金控除》に規定する小規模企業共済等掛金

(課税しない経済的利益.....使用者が負担する少額な保険料等)

36-32 使用者が役員又は使用人のために次に掲げる保険料又は掛金を負担することにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益については、その者につきその月中に負担する金額の合計額が300円以下である場合に限る。課税しなくて差し支えない。ただし、使用者が役員又は特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを対象として当該保険料又は掛金を負担することにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益については、この限りでない。（昭46直審（所）19、昭63直法6-7、直所3-8改正）

- (1) 健康保険法、雇用保険法、厚生年金保険法又は船員保険法の規定により役員又は使用人が被保険者として負担すべき保険料
- (2) 生命保険契約等又は損害保険契約等に係る保険料又は掛金（36-31から36-31の7までにより課税されないものを除く。）

(注) 使用者がその月中に負担する金額の合計額が300円以下であるかどうかを判定する場合において、上記の契約のうちに保険料又は掛金の払込みを年払、半年払等により行う契約があるときは、当該契約に係るその月中に負担する金額は、その年払、半年払等による保険料又は掛金の月割額とし、使用者が上記の契約に基づく剰余金又は割戻金の支払を受けたときは、その支払を受けた後に支払った保険料又は掛金の額のうちその支払を受けた剰余金又は割戻金の額に達するまでの金額は、使用者が負担する金額には含まれない。

(使用者が負担する役員又は使用人の行為に基因する損害賠償金等)

法第74条《社会保険料控除》及び第75条《小規模企業共済等掛金控除》関係 | 国税庁

1. ホーム
2. 法令等
3. 法令解釈通達
4. 法第74条《社会保険料控除》及び第75条《小規模企業共済等掛金控除》関係

(その年に支払った社会保険料又は小規模企業共済等掛金)

74・75-1 法第74条第1項又は第75条第1項に規定する「支払った金額」については、次による。(昭46直審(所) 19、平13課個2-30、課資3-3、課法8-9改正)

- (1) 納付期日が到来した社会保険料又は小規模企業共済等掛金(以下74・75-3までにおいてこれらを「社会保険料等」という。)であっても、現実に支払っていないものは含まれない。
- (2) 前納した社会保険料等については、次の算式により計算した金額はその年において支払った金額とする。

前納した社会保険料等の総額(前納により引かれた場合には、その翌1後の金額) $\times$ 前納した社会保険料等に係る納付の総額(前納により引かれた場合には、その翌1後の金額) $\times$ 前納した社会保険料等に係る納付の総額(前納により引かれた場合には、その翌1後の金額)

(注) 前納した社会保険料等とは、各納付期日が到来するごとに社会保険料等に充当するものとしてあらかじめ納付した金額で、また充当されない残額があるうちに年金等の給付事由が生じたなどにより社会保険料等の納付を要しないこととなった場合に当該残額に相当する金額が返還されることとなっているものをいう。

(前納した社会保険料等の特例)

74・75-2 前納した社会保険料等のうちその前納の期間が1年以上のもの及び法令に一定期間の社会保険料等を前納することができ旨の規定がある場合における当該規定に基づき前納したもののについては、その前納を

した者がその前納した社会保険料等の全額をその支払った年の社会保険料等として確定申告書又は給与所得者の保険料控除申告書に記載した場合に は、74・75-1の(2)にかかわらず、その全額をその年において支払った社会保険料等の金額として差し支えない。

なお、この前納した社会保険料等の特例(以下この項において「特例」という。)を適用せずに確定申告書を提出した場合には、その後において更正の請求をするときにおいても、この特例を適用することはできないことに留意する。(平25課個2-8、課法9-3、課審5-28改正)

(給与から控除される社会保険料等に含まれるもの)

74・75-3 健康保険、厚生年金保険若しくは雇用保険の保険料又は確定拠出年金法の規定による個人型年金加入者掛金のように通常給与から控除されることとなっているものは、たまたま給与の支払がないなどのため直接本人から徴収し、退職手当等から控除し、又は労働基準法第76条《休業補償》に規定する休業補償のような非課税所得から控除している場合であっても、給与から控除される社会保険料等に含まれるものとする。(平2直法6-5、直所3-6、平13課個2-30、課資3-3、課法8-9改正)

(使用者が負担した使用人等の負担すべき社会保険料)

74・75-4 役員又は使用人が被保険者として負担すべき社会保険料を使用者が負担した場合には、その負担した金額は、役員又は使用人が支払った又は給与から控除される社会保険料の金額には含まれないものとする。ただし、その負担した金額でその役員又は使用人の給与等として課税されたものは、給与から控除される社会保険料の金額に含まれるものとする。(昭46直審(所) 19、平23課個2-33、課法9-9、課審4-46改正)

(注) 36-32により課税されない少額な社会保険料は、社会保険料控除の対象とはならないが、使用者が負担した小規模企業共済等掛金は、全て給与等として課税され、小規模企業共済等掛金控除の対象となることに留意する。

(在勤手当に係る保険料、掛金等)

74・75-5 法第74条第2項本文かつこ内に規定する「第9条第1項第7号(在

同意書

厚生年金保険法第31条及び健康保険法第51条第1項の規定による確認を請求するにあたり、下記の事項について同意します。

記

- 1 調査対象事業所への調査等を実施するにあたり、請求者の氏名を調査対象事業所へ告げたいえでの調査となること。
- 2 確認請求の結果、被保険者資格が確認された場合には、確認された期間の保険料の半額を遡及して負担する義務が生じ、事業主への支払が発生すること。

令和 年 月 日

日本年金機構理事長（ 年金事務所長） 殿

請求者住所

請求者氏名

印

同意書

事業所調査を実施するにあたり下記の事項について同意します。

記

- 1 調査対象事業所への調査等を実施するにあたり、請求者の氏名を調査対象事業所へ告げたいえでの調査となること。
- 2 調査の結果、保険料等に過誤が確認された場合、確認された保険料の半額を遡及して負担する義務が生じ、事業主への支払いが発生すること。
- 3 調査の結果、事実の確認を行った際、確認内容を調査対象事業所の事業主へ通知するが、事業所の廃止等やむを得ない事情のため通知できない場合は、事業所名称、氏名等、事実の内容が年金事務所の掲示板等へ公告されること。

令和 年 月 日

平野年金事務所長 殿

請求者住所

請求者氏名

(電話番号

。日本語力が無すぎる、学力が無すぎる地方公務員

危険リスク ⑥

【対策内容】

年金からの国民健康保険料（税）の徴収について、これまで、保険料（税）を滞納することなく納付していた世帯主が口座振替により納付することを申し出た場合に、普通徴収ができることとする。

【具体的判断基準等】

○ 保険料（税）を直近2年間滞納無く確実に納付していること

- ・ 滞納があった場合でも、それがやむを得ないと判断できる特別の事情があると市町村において認める場合は、基準に該当するものとして取扱うことができる。

○ 口座振替による納付の申し込みを行う（行っている）こと

○ 被用者保険の被保険者であった者等、これまで保険料（税）を源泉徴収されていた方については、普通徴収への変更は行わないこととする

○ 転入等の事由による新規加入者についての納付実績の判断は、これまでの領収書や通帳等を確認し、可能な限り納付実績を把握するよう努める

- ・ 確認できるものがない場合で、今後確実な収納が見込める場合は、市町村の判断により、基準に該当するものとして取扱うことができる。

○ 普通徴収に変更した者が滞納した場合は、特別徴収を再開する

- ・ 普通徴収から特別徴収への変更は、年1回（10月分の年金から）のみ。特別徴収開始依頼までに滞納が解消されていた場合、特別徴収を再開するかの判断は、市町村による。

全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び
後期高齢者医療広域連合事務局長会議

＜保険局国民健康保険課説明資料＞

平成20年6月26日

目次 > 令和7年度の府内市町村統一の国民健康保険料を決定しました

令和7年度の府内市町村統一の国民健康保険料を決定しました

- 大阪府では、府内のどこにお住まいでも、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ年間保険料額になるよう、令和6年度から、保険料を統一しています。
- 市町村は、毎年度、府と市町村とが協議のうえ決定する保険料率に基づき、府民の皆さんの所得や世帯構成などに応じた年間保険料額を決定しています。

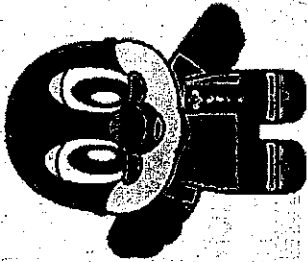
Q 大阪府ではどうして保険料を統一したの？

- A ●国保は、所得の低い方が多く、年齢構成や医療費が高いため、保険料負担が重い課題を抱えています。
- さらなる高齢化により医療費の増加が見込まれるなか、市町村単位の国保の仕組みのままでは、将来の保険料に大きな格差が生じることが見込まれます。
- そのため、被保険者間の受益と負担の公平性を確保し、安定した財政運営を図ることを目的として、市町村の合意のもと、令和6年度に全ての市町村で保険料を完全統一しました。



Q 保険料はどのように計算しているの？

詳しくは
府ホームページを
ご覧ください



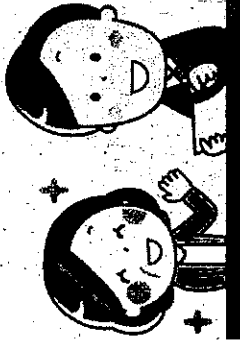
©2014 大阪府もずやん

● 保険料の納付は納期限までにお忘れなく！

国民健康保険は、皆さんの保険料と国や府、市町村の公費などで運営しています。安心して医療を受けられるよう、保険料は期限までにお支払いください。

困ったときはご相談ください！

失業や災害など、特別な事情によりお支払いが難しい場合は、市町村の担当窓口にご相談ください。



保険料の納付は、安全・確実・便利な口座振替がおすすめ
納め忘れの心配がなくなります

保険料は、口座振替や納付書によるお支払い（普通徴収）と年金からのお支払い（特別徴収）があります。

- ▶ 口座振替は、市町村の担当窓口で必要な手続きをご確認ください。

安全 自動的に払い込まれるから、納め忘れがない！
確実 一度手続きをすると、翌年度から手続き不要！
便利 毎回、金融機関などに行く必要がない！

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料

口座振替

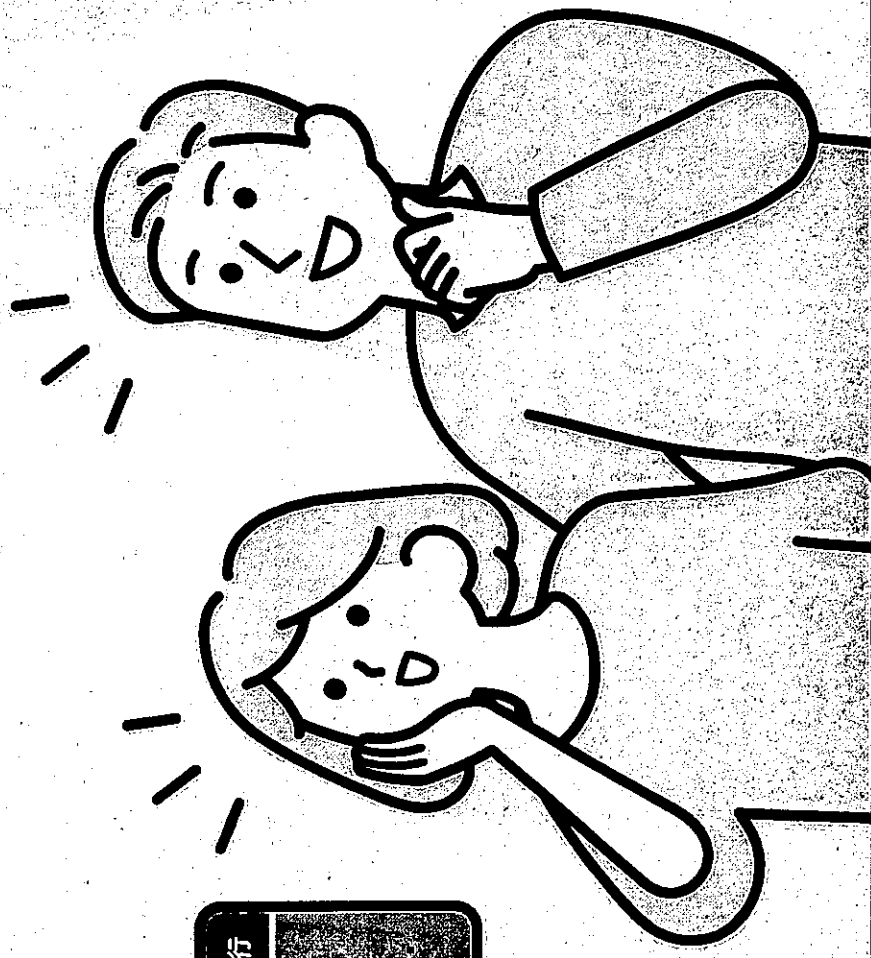
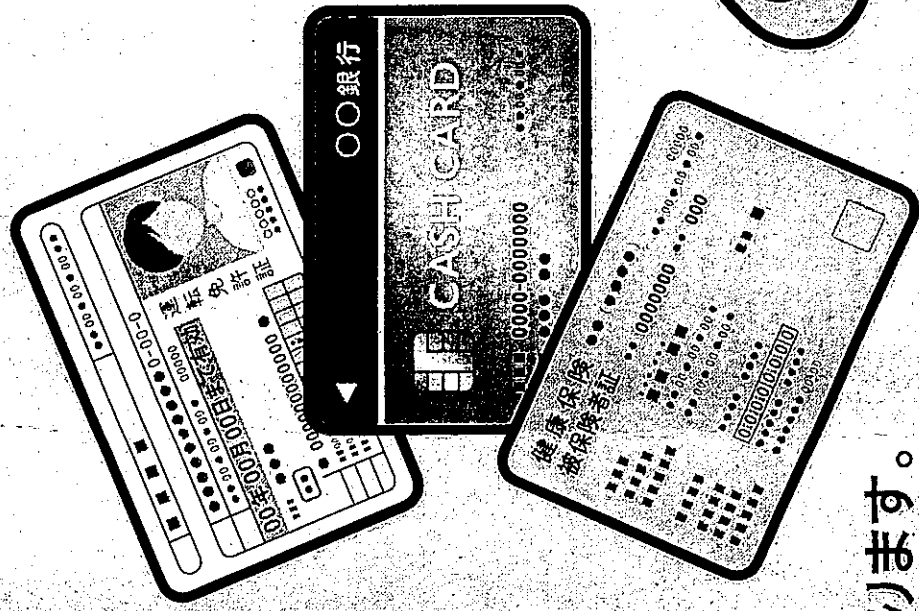
の納付は

が基本です

本人確認書類とキャッシュカードを
区役所に持って行くだけで、
かんたんに手続きができます！

国民健康保険料はインターネットからも
お申込みいただけます！

※生体認証対応など一部ご利用いただけないカードがあります。



大阪市 国保(後期) 納付

Q 検索



詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。
お住まいの区の区役所保険年金業務担当までお問い合わせください。

国保 後期

大阪市

(3) 保険料(税)納付方法別世帯割合【都道府県別】

		納付組織 ①	口座振替 ②	特別徴収 ③	自主納付	①+②+③	順位	参考	
								収納率	順位
		%	%	%	%	%	位	%	位
1	北海道	2.31	39.75	8.70	49.25	50.75	35	88.95	32
2	青森県	19.67	18.76	13.94	47.63	52.37	33	87.59	38
3	岩手県	20.71	25.95	14.21	39.12	60.88	12	90.69	15
4	宮城県	13.08	31.35	13.14	42.43	57.57	20	86.44	42
5	秋田県	17.17	26.78	15.77	40.27	59.73	14	89.62	25
6	山形県	0.82	41.60	13.56	44.02	55.98	25	90.69	16
7	福島県	6.62	34.03	12.95	46.40	53.60	29	87.16	39
8	茨城県	1.88	30.31	11.62	56.19	43.81	44	86.60	41
9	栃木県	0.61	30.98	9.72	58.69	41.31	45	84.77	46
10	群馬県	0.01	47.72	10.31	41.96	58.04	17	88.00	37
11	埼玉県	0.30	29.84	13.76	56.11	43.89	43	85.91	43
12	千葉県	0.66	32.55	10.79	56.00	44.00	42	85.52	45
13	東京都	0.01	33.25	5.85	60.90	39.10	46	83.93	47
14	神奈川県	0.02	46.99	3.46	49.54	50.46	36	87.02	40
15	新潟県	0.14	60.71	8.61	30.54	69.46	5	92.00	4
16	富山県	0.00	62.95	8.61	28.44	71.56	3	93.37	2
17	石川県	7.80	43.65	11.63	36.93	63.07	8	90.59	17
18	福井県	9.25	39.79	13.85	37.12	62.88	9	90.51	18
19	山梨県	0.43	42.66	13.25	43.66	56.34	24	88.07	36
20	長野県	0.08	63.28	11.06	25.59	74.41	1	91.38	9
21	岐阜県	0.00	65.76	4.98	29.26	70.74	4	90.95	12
22	静岡県	0.10	49.49	8.43	41.99	58.01	18	88.31	35
23	愛知県	0.00	55.24	5.92	38.83	61.17	10	89.79	23
24	三重県	0.35	50.17	14.33	35.15	64.85	6	88.82	33
25	滋賀県	0.13	53.05	11.05	35.77	64.23	7	91.29	10
26	京都府	0.16	49.03	7.97	42.84	57.16	21	91.38	8
27	大阪府	0.11	37.96	10.26	51.68	48.32	40	85.80	44
28	兵庫県	0.27	46.99	5.26	47.48	52.52	32	89.57	26
29	奈良県	0.19	40.83	8.04	50.94	49.06	38	90.05	21
30	和歌山県	1.00	43.96	8.63	46.41	53.59	30	91.40	7
31	鳥取県	9.78	30.94	13.89	45.38	54.62	27	89.78	24
32	島根県	0.48	63.60	9.46	26.46	73.54	2	94.17	1
33	岡山県	0.98	47.24	9.56	42.22	57.78	19	88.64	34
34	広島県	0.17	44.50	9.20	46.14	53.86	28	89.09	31
35	山口県	0.01	44.73	15.86	39.40	60.60	13	90.31	19
36	徳島県	2.40	34.30	12.23	51.07	48.93	39	89.47	29
37	香川県	0.07	34.09	15.27	50.57	49.43	37	91.59	6
38	愛媛県	2.88	40.02	13.89	43.20	56.80	23	92.10	3
39	高知県	0.33	32.14	14.48	53.05	46.95	41	90.92	13
40	福岡県	0.18	43.46	7.31	49.06	50.94	34	89.93	22
41	佐賀県	2.28	42.47	13.39	41.86	58.14	15	91.73	5
42	長崎県	8.64	39.21	13.08	39.07	60.93	11	90.77	14
43	熊本県	3.46	39.38	12.02	45.15	54.85	26	89.47	28
44	大分県	2.20	36.24	14.50	47.06	52.94	31	89.12	30
45	宮崎県	2.16	39.24	15.72	42.88	57.12	22	90.25	20
46	鹿児島県	8.11	34.86	15.17	41.86	58.14	15	89.55	27
47	沖縄県	0.14	23.53	7.84	68.48	31.52	47	91.00	11
全国(平均)		1.75	40.81	9.40	48.04	51.96	-	88.01	-
前年度		2.11	41.37	8.98	47.55	52.45	-	88.35	-

(出所) 国民健康保険事業の実施状況報告[国民健康保険課調べ]

の年収の壁の存在の周知を断る、大阪ハローワーク、大阪府、大阪市

常勤者の生計費を考える上で、年収の壁は重要なのに

大阪の最低賃金審議会のレベルの低さがわかる

大阪の公務員の低さからくる危険リスクを考えると

①～⑦

公務員に支払われる金額の約10倍の時給6万円が妥当である

最低賃金はどのようにして決められているのですか？

大阪労働局（局長 中沖剛）は、7月上旬開催予定の大阪府最低賃金審議会に対して、地域別（大阪府）最低賃金の改正についての質問を予定しており、これにより、特定（産業別）最低賃金を含めた本年の大阪府における最低賃金の改正審議が本格的にスタートすることになります。

最低賃金制度は、労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとしての役割を果たしていますが、最低賃金制度をより一層皆さまにご理解いただく為、最低賃金決定のあらましについて説明します。

Q5：最低賃金を決めるときの基準はあるのですか？

地域別最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の3つの要素を総合的に勘案して定めるものとされています。（最低賃金法第9条）

また、平成20年の最低賃金法の改正により、「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされました。

なお、特定（産業別）最低賃金は、その都道府県の地域別最低賃金を上回るものでなければなりません。

Q6：最低賃金は具体的にどのように審議しているのですか？

地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金のどちらも、地方最低賃金審議会の中に最低賃金専門部会を設置し、当該専門部会で具体的な審議を行っています。

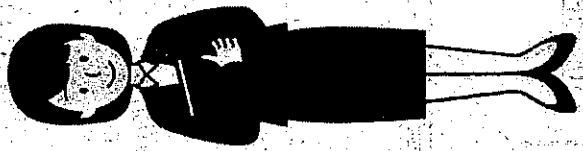
審議に当たっては、最低賃金に関する実態調査結果や各種統計資料を基に審議を行っており、地域別最低賃金については中央最低賃金審議会から示される地域別最低賃金額改定の目安（以下「中賃目安」といいます。）も考慮して審議を行っています。

Q7：中賃目安とは何ですか？

中央最低賃金審議会では、昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、毎年、47都道府県をAからDの4つのランクに分け、地域別最低賃金額改定の目安の金額を提示しており、地方最低賃金審議会では、これを審議の参考としています。

Q8：最低賃金に関する実態調査とはどんなものですか？

最低賃金審議会の最低賃金の決定等のための審議資料とするために、地域、産業、事業所規模、性、年齢階級、勤続年数、職種別に労働者の賃金分布を把握し、労働者の賃金実態を明らかにするために、毎年、調査対象となる事業場にご協力頂き、6月1日現在の賃金実態について調査を行っています。



パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。

パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
パート・アルバイトで働く方が、
国民年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に伴って、
手取り収入を減らさない取組^(※)
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

(※) ・社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

▶この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

年収の壁突破・総合相談窓口

06-0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15
(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

(フリーダイヤル・無料)



厚生労働省

年収の壁に関する
厚生労働省HP



「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、
壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たりの 助成額
① 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働 時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合、大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

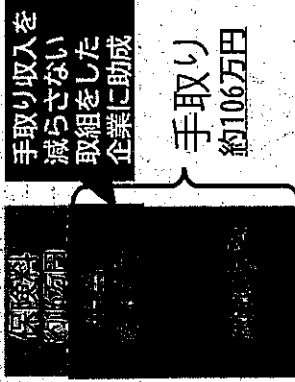
◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、
本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

<活用イメージ> 時給が上がリ(年収104万→106万円) 厚生年金・健康保険に加入した場合
【加入前】 (時給1,000円) 【加入後】 (時給1,020円)



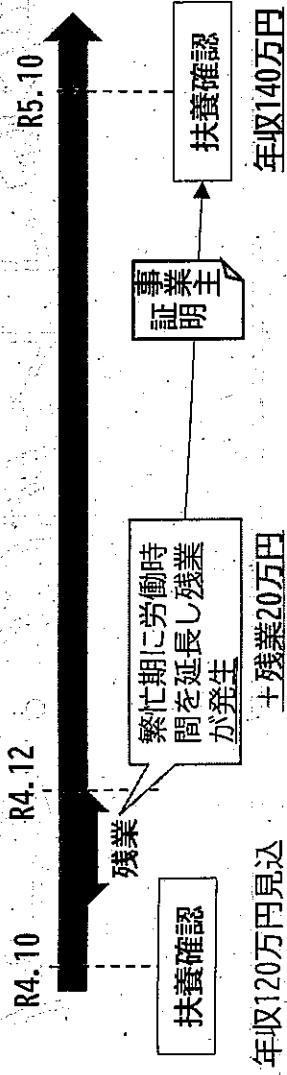
(※) 保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。
なお、手取り収入は税金については考慮していない。



「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



配偶者手当への対応

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等
わかりやすい資料を作成・公表しました。

詳細はこちら



年収の壁 こんな不安がありませんか？

その1

年末に向けて、年収が106万円を超えないように、働く時間を調整しないといけない...

その調整必要ですか？働き控えをする前に、一度、社会保険(厚生年金・健康保険)の加入の条件を見えてみましょう

社会保険の加入の条件(これらをすべて満たす)

✓ 週の勤務が20時間以上

※残業時間は原則、含みません。

✓ 給与が月額88,000円以上

※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

✓ 2ヵ月を超えて働く予定がある。

※休業中、定時制、通信制の方は、加入対象となります

✓ 学生ではない。

残業時間や残業代は含まれないんだね！

1分で分かる解説動画はこちら

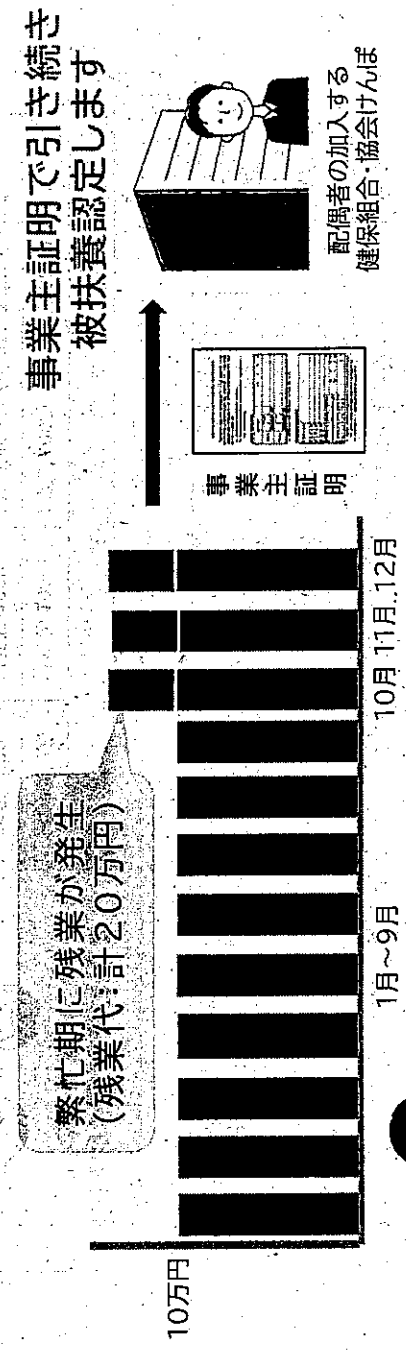
その2

私の場合、年収130万円(×)を超えると扶養から外れてしまうから、働く時間を調整しないといけない...

※被扶養者の認定は、年間収入(残業代を含む全ての収入)に基づいて行われます。

大丈夫です！収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、連続2回まで引き続き被扶養者認定が可能です。

例：毎月10万円(年収120万円)で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合

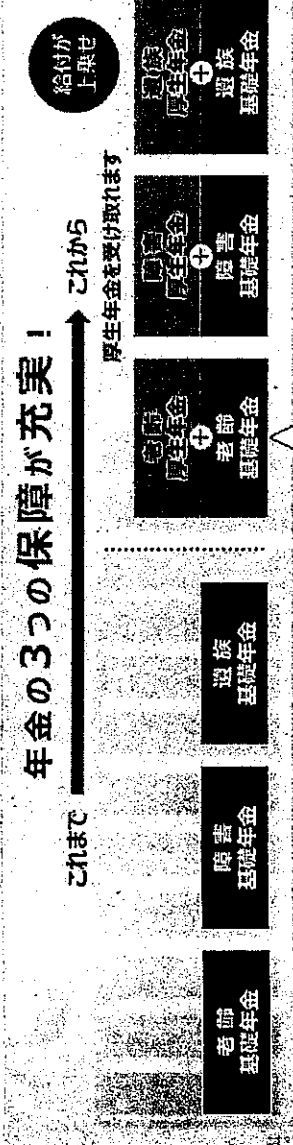


収入が増えただけで一時的なので事業主に証明してもらおう！

社会保険に入るとどんなメリットがあるの？

社会保険の加入拡大の年金のメリット

厚生年金が上乗せで保障がさらに充実



長期加入すると保障がさらに充実

厚生年金保険料	増える報酬比例部分の年金額 (目安)
20年間加入	月額8,800円 (年額106,700円) × 終身
10年間加入	月額4,400円 (年額53,300円) × 終身
1年間加入	月額8,100円 (年額5,300円) × 終身

※月収88,000円の場合、年金額(目安)の年額は100円未満は切り捨て

社会保険の加入拡大の医療のメリット

病気がや出産で会社を休んでもより安心

傷病手当金

※労務外の病気で会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要) 4日目から、最大1年6ヶ月、給料の2/3の金額が受け取れます。

出勤 休み (支給あり)

支給額の例

月収88,000円の場合 支給 / 1日あたり2,180円 (非課税) 30日休んだ場合は65,400円

4日目以降は日休みの場合

月収88,000円の場合 支給 / 1日あたり2,180円 (非課税) 30日休んだ場合は65,400円

出産手当金

出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間、給料の2/3の金額が受け取れます。

出勤 出産 (支給あり)

出産前42日 (支給あり)

出産後56日 (支給あり)

支給額の例

月収88,000円の場合 支給 / 1日あたり2,180円 (非課税) 98日休んだ場合は213,640円

42日目以降は日休みの場合

月収88,000円の場合 支給 / 1日あたり2,180円 (非課税) 98日休んだ場合は213,640円

社会保険加入による変化を計算してみよう

手取りかたんなりシミュレーター

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokukakuda/koujirei/jugyouin/simulation01>

公的年金シミュレーター

<http://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>

年収の壁を超えて働く場合、「年収の壁」内で働く場合と比べて給与所得と年金所得の増加が配偶者手当等の減少を大きく上回り、世帯の生涯可処分所得が増加するという試算もあります。

年収の壁突破・総合相談窓口 (フリーダイヤル・無料)

☎ 0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15 (土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)除く)

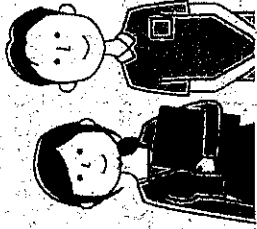
厚生労働省 年収の壁

厚生労働省 年収の壁

厚生労働省 年収の壁

従業員の就業調整にお困りの経営者・人事ご担当の皆さま

キャリアアップ助成金で 年収の壁を突破しませんか



- ☒ 従業員が年末に就業時間を調整してしまう
- ☒ 人材を長期で定着させたい

こんな悩みありませんか？

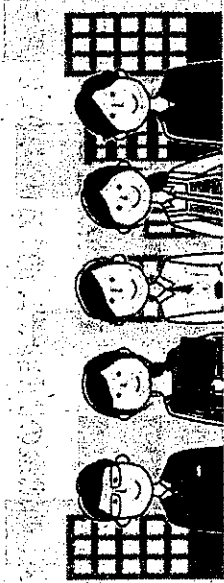
「年収の壁」って何？

従業員51人以上、月額8.8万円以上、週20時間以上の企業で勤務している場合

いわゆる「106万円の壁」。
厚生年金、健康保険に加入すること、社会保険料の支払いが発生します。

「就業調整」をなんとかしたい

年末に従業員が就業時間を調整してシフトが組めない



キャリアアップ助成金とは？

手取り額を減らさない企業に1人あたり

最大50万円を支援 /

従業員の収入を増加させる取組（手当の支給や労働時間の延長）を行う企業へ労働者1人当たり最大50万円を支援。
社会保険への加入により、人材の定着も期待できます。

キャリアアップ助成金を活用した事業主の皆さまの声が届いています》

キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)への質問

Q. 助成金はすぐに申請できますか？

A. 「社会保険適用促進手当」等を支給したり、労働時間を延長したりして労働者の収入を増加させる取組を行った後に申請していただきます。

まず、従業員と面談を実施し、社会保険制度や加入のメリット※を周知するとともに、働き方の希望を確認してください。

取組を開始する前に、取組内容にチェックを入れ、取組予定労働者数を記載した計画を都道府県労働局に提出してください。6か月の取組実施後、支給申請となります。

Q. 助成金の申請には何が必要ですか？

A. 申請書には、①事業所の所在地や雇用保険適用事業所番号等の事業主の情報、②対象となる従業員の標準報酬月額(手当等支給メニュー)や取組前後の延長時間(労働時間延長メニュー)等の従業員の情報を記載してください。
主な添付書類は、従業員の雇用契約書と賃金台帳等です。

Q. 周りに聞いても、助成金を活用しているという事業主を知りません。

A. 助成金の開始以降、約1万9000事業所から助成金の計画を受理しています。(令和6年10月現在)

※ 従業員向け説明資料や、詳細については右下の厚生労働省ウェブサイトを参照ください

キャリアアップ助成金を活用した事業主の皆さまの声

飲食業

従業員との丁寧な対話を重ねた上で助成金の活用を行った結果、就業調整をしていた従業員の労働時間が増加し、人手不足の解消につながることができた。

東京都 A社

小売り業

助成金制度の紹介動画を作成し、各店舗で対象者に面談を実施し、勧奨を行った結果、従業員の労働時間が増加し、人手不足の解消につながった。

大阪府 B社

卸売業

社会保険加入の勤務形態に転換する従業員に対し、助成金を原資として、一時金を支給。結果、経験豊富な従業員が労働時間を延ばして活躍するようになり、より高い水準での運営が可能となった。

大阪府 C社

パート従業員に対し、助成金を活用した社会保険の加入を進めた結果、パート従業員が就業調整を行わなくなり、正社員の時間外労働の大幅な削減ができた。

山形県 D社

助成金を検討される場合は、お気軽に下記の問合せ先までご連絡ください

キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。

各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先

働き方改革推進支援センター 無料相談窓口

検索

年収の壁突破・総合相談窓口 (フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)除く)

0120-030-045

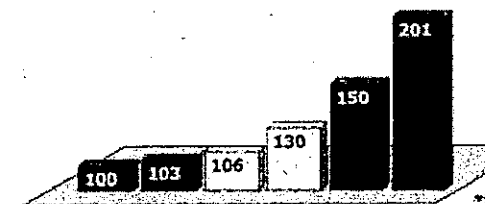


厚生労働省
ウェブサイト



2 「年収の壁」とは

② 社会保険に関わる「壁」



106万円の壁

お勤め先の企業規模によって、健康保険・厚生年金保険への加入義務が発生する年収

※現在は、「従業員101人以上」の会社にお勤めの方が対象、令和6年10月から「従業員51人以上」の会社にお勤めの方にも適用を拡大
※加入要件は企業規模以外に、月額賃金8.8万円（年収計算で約106万円）、週の労働時間が20時間以上などがある。

130万円の壁

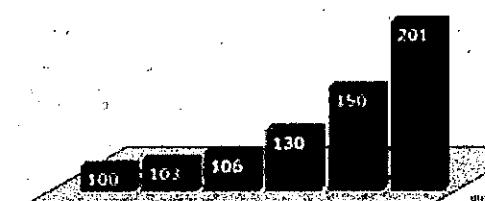
上記以外のお勤め先の場合に、
国民健康保険や国民年金の保険料の支払いが発生する年収

年収106万円、130万円の壁の算定対象となる収入

	基本給 諸手当	家族手当 通勤手当 など	時間外手当 休日手当 など	賞与 など	不動産収入 事業収入 配当収入 など
106万円の壁	●	—	—	—	—
130万円の壁	●	●	●	●	●

2 「年収の壁」とは

① 税金に関わる「壁」



100万円の壁

住民税の支払いが発生する年収
(自治体によってはこの金額基準が少し異なる)

103万円の壁

所得税の支払いが発生する年収

150万円の壁

201万円の壁

配偶者の所得控除に係る年収の額
(配偶者控除、配偶者特別控除)

✓ 収入増⇒税金を納める必要あり
✓ 配偶者の税控除適用に影響
⇒配偶者の税額が増えるが、
世帯の手取りは増えていく。

3 「年収の壁」を越える

社会保険の適用拡大と「年収の壁」の関係

社会保険に加入して働いた場合、受け取ることができる年金額が増えます。

医療保険においては、ケガや病気で会社を休んだ時に「傷病手当金」、産前産後休業期間中に「出産手当金」を受け取ることができます。

加入前 ↓ 加入後	¥ 年金額 (40年加入)		¥ 傷病手当金	
	国民健康保険・国民年金に加入 社会保険の扶養の範囲で働く	年額 約80万円 国民年金のみに加入した場合の例	保障なし	
	社会保険に加入して働く ※月額給与98,000円の例	年額 約92万円 12万円UP 40年のうち、20年厚生年金に加入した場合	病気やけがで会社を4日以上続けて休んだ場合は、社会保険から傷病手当金の受取り(30日間休んだ場合の例) 日額 2,180円 27日分支給で 58,860円	

19

(参考) 社会保険への加入に関する補足

社会保険加入による手取り月額（概算）について考えてみましょう。ご自身の手取りについて、シミュレーションもできます。

加入前
↓
加入後

▼ 国民健康保険・国民年金に加入

月額給与	98,000円
国民健康保険料	3,800円
国民年金保険料	17,000円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	0円(※2)
手取り月額(概算)	76,600円

▼ 社会保険の扶養の範囲で働く

月額給与	98,000円
健康保険料	0円
厚生年金保険料	0円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	500円
手取り月額(概算)	96,900円

私たちの社会保険料はどうなりますか？

▼ 社会保険に加入して働く

月額給与	98,000円
健康保険料	4,900円
厚生年金保険料	9,000円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	0円
手取り月額(概算)	83,500円

保険料の半分は
会社が支払うのですね！

ご自身の手取りの変化を
計算してみましょう！

手取りかんたん
シミュレーター

<http://www.ehr.go.jp/kikyo/kikyo/insurancetaxsimulator/>

※1 所得税額については、毎月の収入額の変動や控除の追加などにより年末調整において調整額が発生し、一月当たりの所得税額が本事例と異なったものとなる場合があります。詳細は勤務先の人事・労務担当者にご確認ください。

※2 このケースでは毎月の所得税額が生じますが、年末調整で国民健康保険料・国民年金保険料の支払額が反映され、納付済分は還付されるため、0円と表記しています。

18

令和 7 年度 大阪府最低賃金の審議の進め方（案）

大 阪 労 働 局

	本審（総会）	大阪府最低賃金専門部会	事務局の手続き
7 月	第364回審議会総会（第 2 回） 大阪府最低賃金改正諮問 7 月14日（月）10：30 4 号館 2 階第 2 共用会議室		7 月14日（月） 専門部会委員推薦公示 7 月22日締切 意見聴取公示 7 月29日締切 7 月23日（水） 大阪府最低賃金 専門部会委員任命
		第 1 回 大阪府最低賃金専門部会 7 月25日（金）10:00 4 号館 2 階第1共用会議室	部会長、部会長代理の選出 審議の進め方について 審議資料等について 答申附帯事項に関する取組 状況報告
	第365回審議会総会（第 3 回） ・関係労使意見聴取（陳述） ・R 6 地賃答申附帯事項に 関する取組状況報告 ・目安伝達説明 7 月30日（水）10:00 4 号館 2 階第 2 共用会議室	第 2 回 大阪府最低賃金専門部会 7 月28日（月）13：30 2 号館 9 階共用 B 会議室	金額改正審議
		第 3 回～結審 大阪府最低賃金専門部会 第 3 回 7 月30日（水）14：00 2 号館 9 階共用 B 会議室 第 4 回 8 月 4 日（月）9：30 第 5 回 8 月 5 日（火）9：30 2 号館 9 階遠隔審理室	金額改正審議・結審 全会一致の場合には答申
8 月	第366回審議会総会（第 4 回） 地域別最賃専門部会審議結 果の報告あるいは令 6 条 5 項適用不可(採決)の場合の 答申 8 月 6 日（水）13：30 4 号館 2 階第 2 共用会議室		答申後 大阪府最低賃金改正決定答申 意見要旨の公示（異議申出）
	第367回審議会総会（第 5 回） 異議申出に係る 諮問、答申 8 月21日（木）10:00 4 号館 2 階第 2 共用会議室		異議申出締切 5 日答申の場合 8 月20日（水）
9 月～ 10 月			

令和 7 年度 大阪府最低賃金の審議の進め方（案）

大 阪 労 働 局

	本審（総会）	大阪府最低賃金専門部会	事務局の手続き
7 月	第364回審議会総会（第 2 回） 大阪府最低賃金改正諮問 7 月14日（月）10：30 4 号館 2 階第 2 共用会議室		7 月14日（月） 専門部会委員推薦公示 7 月22日締切 意見聴取公示 7 月29日締切 7 月23日（水） 大阪府最低賃金 専門部会委員任命
		第 1 回 大阪府最低賃金専門部会 7 月25日（金）10:00 4 号館 2 階第1共用会議室	部会長、部会長代理の選出 審議の進め方について 審議資料等について 答申附帯事項に関する取組 状況報告
	第365回審議会総会（第 3 回） ・関係労使意見聴取（陳述） ・R 6 地賃答申附帯事項に 関する取組状況報告 ・目安伝達説明 7 月30日（水）10:00 4 号館 2 階第 2 共用会議室	第 2 回 大阪府最低賃金専門部会 7 月28日（月）13：30 2 号館 9 階共用 B 会議室	金額改正審議
		第 3 回～結審 大阪府最低賃金専門部会 第 3 回 7 月30日（水）14：00 2 号館 9 階共用 B 会議室 第 4 回 8 月 4 日（月）9：30 第 5 回 8 月 5 日（火）9：30 2 号館 9 階遠隔審理室	金額改正審議・結審 全会一致の場合には答申
8 月	第366回審議会総会（第 4 回） 地域別最賃専門部会審議結 果の報告あるいは令 6 条 5 項適用不可(採決)の場合の 答申 8 月 6 日（水）13：30 4 号館 2 階第 2 共用会議室		答申後 大阪府最低賃金改正決定答申 意見要旨の公示（異議申出）
	第367回審議会総会（第 5 回） 異議申出に係る 諮問、答申 8 月21日（木）10:00 4 号館 2 階第 2 共用会議室		異議申出締切 5 日答申の場合 8 月20日（水）
9 月～ 10 月			

令和 7 年 7 月 30 日

大阪労働局労働基準部賃金課

令和 6 年度**大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組について**

令和6年8月1日 答申 附帯事項

関係省庁が連携して、賃金引上げの環境整備のため、以下の支援策の早急な実施を政府及び大阪労働局に強く要望する。

（政府への要望）

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、有期雇用・短時間労働者等の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実をすること
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助金等による支援の強化をすること
- ③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと
- ④ 適切な価格転嫁対策については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月）の周知徹底を行うとともに、取組の強化を図ること
- ⑤ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進に向けた制度改善、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと
- ⑥ 上記の取組の措置状況について、本審議会において随時報告すること

（大阪労働局への要望）

- ① 大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと
- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること

- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること
- ④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を構築し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う 1 月から 3 月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと
- ⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること
- ⑥ 以上の取組状況については、実効性のある実施計画を作成し、公表するとともに、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること

(政府への要望に対する取組)

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、有期雇用・短時間労働者等の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実をすること

1 業務改善助成金

- ・ 申請期間と賃金引き上げ期間について、令和 7 年 4 月 1 日より複数の期間を設定する等の見直し等を実施
- ・ 令和 6 年 12 月 27 日の交付申請期限を令和 7 年 1 月 31 日に延長、また令和 7 年 1 月 31 日の事業完了期限を令和 7 年 2 月 28 日に延長が図られた（令和 6 年 12 月 24 日）

2 キャリアアップ助成金

- ・ 賃金規定等改定コースの賃上げ率の新たな区分を設定。昇給制度を新たに設けた場合の加算措置の創設（令和 7 年 4 月 1 日）
- ・ 「年収の壁」への対応として、現行の社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューの要件を見直すとともに、助成額を拡充した新たな「短時間労働者労働時間延長支援コース」を新設（令和 7 年 7 月 1 日）

3 働き方改革推進支援助成金

- ・ 対象労働者の現行の賃金額を 3 %、5 % 増加させた場合の加算に加え、7 % の場合の助成強化、恒常的な長時間労働が認められる企業における設備投資について、一部助成対象の要件を緩和（令和 7 年 4 月 1 日）

4 人材開発支援助成金

- ・ 訓練終了後に賃上げ等した場合の賃金助成額の引き上げ（賃金上昇率を踏まえた賃金助成額のベースアップの一環として実施）（令和 7 年 4 月 1 日）

② 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助金等による支援の強化をすること

1 中小・小規模企業の生産性向上への支援強化

- ・ 中小企業省力化投資補助金は、補助事業終了後の報告期間を 5 年間から 3 年間へ変更（令和 6 年 9 月 27 日改正）、ファイナンス・リース取引を補助対象（令和 6 年 12 月 12 日改正）とするなど要件を緩和

2 令和 6 年度補正予算による各種補助金の拡充（令和 6 年 12 月 17 日）

- ・ 生産性向上支援の拡充【ものづくり補助金、IT 導入補助金、持続化補助金等】
最低賃金近傍の事業者に対する支援として、ものづくり補助金や IT 導入補助金は補助率を 1/2→2/3 に引上げ
設備投資や取引実態等に合わせ、補助上限・枠・要件見直しなどを実施
- ・ 省力化投資支援の運用改善【中小企業省力化投資補助金】
業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する「一般型」の新設

3 固定資産税の特例措置の拡充・延長（令和 7 年 4 月 1 日）

- ・ 赤字の中小企業であっても前向きな投資を引き続き可能とするため、賃上げを行う企業を対象に設備投資に伴う固定資産税の特例措置を 2 年間延長するとともに、賃上げ率に応じて軽減率を引き上げる（課税標準を最大で 5 年間 1/4 まで軽減）

③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと

1 経済産業省（中小企業庁）

- ・ 令和 6 年度補正予算では、生産性向上支援の拡充として、ものづくり補助金、IT 導入補助金、持続化補助金等に 3,400 億円の補正予算。また、省力化投資支援の運用改善として、中小企業省力化投資補助金に既存の基金 3,000 億円規模を活用

2 厚生労働省

- ・ 令和 6 年度補正予算では、最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金に 297 億円の補正予算

④ 適切な価格転嫁対策については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月）の周知徹底を行うとともに、取組の強化を図ること

1 経済産業省（中小企業庁）の取組

- ・ 下請中小企業振興法 「振興基準」の改正（令和 6 年 11 月 1 日改正）
下請法で禁止する買いたたきの解釈の明確にする旨の改正
- ・ 関係事業者団体約 1,700 団体に対し、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名による文書をもって、下請代金支払等の適正化、適正な価格転嫁の実現に向けた取組を要請（令和 6 年 11 月 15 日）
- ・ 価格交渉促進月間（9 月・3 月）における周知・広報の強化及びフォローアップ調査
- ・ 国、地方公共団体に対して、新たな契約の基本方針を定め、迅速かつ適切な価格交渉・転嫁等を要請（令和 7 年 4 月 22 日）

2 公正取引委員会の取組

- ・ 11 月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に実施
- ・ 「令和 6 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果の公表（令和 6 年 12 月 16 日）
- ・ 「令和 6 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果を踏まえた事業者名の公表（令和 7 年 3 月 14 日）
- ・ 「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の成立（令和 7 年 5 月 16 日）

3 厚生労働省の取組

- ・ 1 月から 3 月までの「転嫁対策に向けた集中取組期間」において、最低賃金の遵守のための指導とあわせて、賃金引上げや転嫁対策関連の施策を周知
- ・ 下請等中小事業者から「下請たたき」に関する情報を把握した場合、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」リーフレットを配付、「下請かけこみ寺」を紹介
- ・ 賃金引上げ特設ページを公開。賃金引上げに関する企業の好取組事例や賃金引上げに向けた支援策等を掲載

⑤ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進に向けた制度改善、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと

キャリアアップ助成金では、「年収の壁」への対応として、現行の社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューの要件を見直すとともに、助成額を拡充した新たな「短時間労働者労働時間延長支援コース」を新設（令和 7 年 7 月 1 日）（再掲）

(大阪労働局への要望に対する取組)

令和6年度 答申附帯事項の取組のための実施計画

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月～
周知広報、利活用の促進、履行の確保、下請取引の適正化 ◆監督指導等による履行の確保・支援策の周知（監督署） ◆労働保険新規適用事業所への周知（監督署） ◆関係機関への通報（監督署） ◆最低賃金に係る情報の提供に関する協定に基づく自治体との連携（労働局・監督署） ◆各種会議、集団指導、セミナー、合同就職面接会等での周知（労働局、監督署、ハローワーク）等											
最低賃金周知 支援月間 ・ 最低賃金のための環境整備に関する作業部会構成員による周知 ・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知 ・ Y o u T u b e 、 X の活用による周知	・ 取組状況の報告 ・ 大阪働き方改革推進会議最低賃金のための環境整備に関する作業部会の開催 ・ 自治体広報誌による周知 ・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知	・ 改正特定行政機関に最低賃金額の周知 ・ 賃減額特例許可事業場の周知 ・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知	・ 大阪府内高等学校への周知 ・ 在阪鉄道各社への広の依頼 ・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知	集中取組期間 ・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知	・ 自治体へ最低賃金に係る情報の提供に関する協定の締結奨励	確定申告会場での周知	労働保険年度更新 会場での周知 ・ 労働保険年度更新の案内に事業主支援策を掲載し送付 ・ 取組状況の報告				

①大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと

1 周知広報の取組

(1) ポスター・リーフレットによる周知

- ・厚生労働省版の他、裏面に中小企業支援策等を盛り込んだ大阪労働局版を作成し、幅広く配布。6月30日現在の配布枚数

・大阪労働局版リーフレット	約42,300枚
・大阪労働局版特賃リーフレット	約81,600枚
・大阪労働局版近畿リーフレット	約11,200枚
・厚生労働省版リーフレット	約50,400枚
・パンフレット	約9,100枚
・ポスター	約2,800枚



令和6年度大阪局版
地賃リーフレット



令和6年度本省版
地賃リーフレット

令和6年度大阪府内の最低賃金	
最低賃金	適用の範囲
大阪府最低賃金 1,114円	大阪府内の事業主(働く)について労働契約の適用を受ける労働者
特定最低賃金 1,120円	建設業(建設業法第1条第1項第1号に掲げる建設業)
1,120円	建設業(建設業法第1条第1項第2号に掲げる建設業)
1,127円	建設業(建設業法第1条第1項第3号に掲げる建設業)
1,127円	建設業(建設業法第1条第1項第4号に掲げる建設業)
1,127円	建設業(建設業法第1条第1項第5号に掲げる建設業)
1,119円	建設業(建設業法第1条第1項第6号に掲げる建設業)
1,114円	建設業(建設業法第1条第1項第7号に掲げる建設業)
1,114円	建設業(建設業法第1条第1項第8号に掲げる建設業)

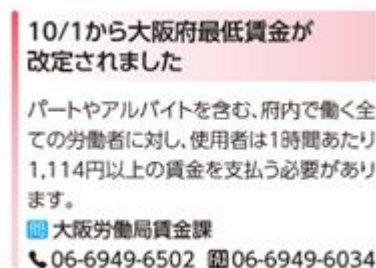
令和6年度大阪局版
特賃リーフレット

近畿府内の最低賃金	
最低賃金	適用の範囲
近畿府最低賃金 1,114円	近畿府内の事業主(働く)について労働契約の適用を受ける労働者
特定最低賃金 1,120円	建設業(建設業法第1条第1項第1号に掲げる建設業)
1,120円	建設業(建設業法第1条第1項第2号に掲げる建設業)
1,127円	建設業(建設業法第1条第1項第3号に掲げる建設業)
1,127円	建設業(建設業法第1条第1項第4号に掲げる建設業)
1,127円	建設業(建設業法第1条第1項第5号に掲げる建設業)
1,119円	建設業(建設業法第1条第1項第6号に掲げる建設業)
1,114円	建設業(建設業法第1条第1項第7号に掲げる建設業)
1,114円	建設業(建設業法第1条第1項第8号に掲げる建設業)

令和6年度大阪局版
近畿最低賃金リーフレット

- ・近畿版は需給調整事業部の派遣セミナー等で配付。近畿各局へもデータを提供し共有
- ・メーリングリストを活用し、432の労働保険事務組合や近畿圏内の81大学・短大へ改正額や事業主支援策等を周知

(2) 大阪府内全市町村に広報誌への掲載を依頼



(大阪市)

最低賃金
最低賃金制度は、働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障することにより、労働条件の改善を図ることを目的とするものです。年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いに関わらず、すべての労働者に適用されます。使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない。最低賃金には、「大阪府最低賃金」と特定の産業の労働者を対象とする「特定最低賃金」とがあります。
時間額(発効年月日)
【大阪府最低賃金】1,114円(令和6年10月1日)
【特定最低賃金】
●塗料製造業…1,120円(令和6年12月1日)
●はん用、生産用、業務用機械器具製造業、農用・調理等装置、配管工用附属品、金属線製品製造業、船舶製造、修理業、船用機関製造業…1,127円(令和6年12月1日)
●鉄鋼業…1,120円(令和6年12月1日)
●非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業…1,114円(令和6年10月1日)
●電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業…1,127円(令和6年12月1日)
●自動車・同附属品製造業…1,119円(令和6年12月1日)
●自動車小売業…1,114円(令和6年10月1日)
問合せ 大阪労働局 賃金課 ☎06-6949-6502
※詳しくはホームページ(https://site.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/jirei_toukei/saitei_chingin/saitei.html)をご覧ください。

(泉佐野市)

(3) 各自治体・出先機関、関係機関等にポスター、リーフレット、パンフレット等配架依頼



大阪市民局 (大阪メトロ)



堺市役所



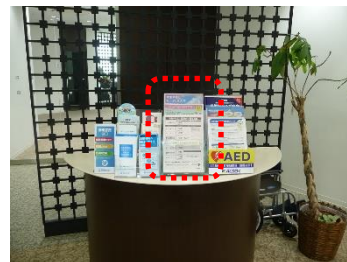
2025 年日本国際博覧会協会

(4) 金融機関での包括連携協定を活用した取組

- ・大阪信用金庫 広報誌 「だいしん NOW」(11、1月号) に掲載
- ・大阪信用金庫 大阪府内各支店の電子掲示板へモニター掲示(9月)
- ・池田泉州銀行 大阪府内各支店(81支店)の大阪労働局専用ラックに最賃リーフレットを配架(9、12月)



「だいしん NOW11月号」



池田泉州銀行



「だいしん NOW1月号」

(5) 公共交通機関を活用した取組

- ・大阪府内主要駅へポスターを掲出



J R (新今宮)



近鉄(大阪難波駅)



阪急(千里山駅)



京阪（京橋駅）



阪神（西九条駅）

（６）確定申告会場等における周知

- ・大阪国税局へ府内 31 税務署でのポスター掲示、リーフレット配架を依頼。確定申告期間中、各税務署や合同開催会場において周知。また、14 府税・自動車税事務所へも、ポスター掲示、リーフレット配架を依頼。



堺税務署

（７）マスメディア等を通じた取組

- ・答申後、会長と局長による記者会見を開催（令和 6 年 8 月 8 日）
- ・「最低賃金周知・支援月間」の取組を記者発表（令和 6 年 8 月 29 日）
- ・賃金改定・業務改善助成金の活用促進に向け、「最低賃金、賃金引き上げのための支援策をたしかめよう！！」の TV CM による周知を実施。読売テレビ外全国 31 TV 局（令和 6 年 10 月 1 日～7 日）
- ・業務改善助成金ご案内動画「～たしかめよう～ 業務改善助成金の概要について」を YouTube 公開（令和 6 年 10 月 8 日）
- ・産経ワーキングプレス（産経新聞 発行部数 44 万部）へ掲載（令和 6 年 10 月 20 日）
- ・大阪労働局 YouTube チャンネル、大阪労働局労働基準部公式 X による情報発信



令和 6 年 8 月 8 日 答申



答申後の記者会見



最低賃金、賃金引き上げのための支援策をたしかめよう！！【TV CM】



産経ワーキングプレス



大阪労働局 YouTube
チャンネル

(8) その他の取組

- ・大阪働き方改革推進会議 最低賃金のための環境整備に関する作業部会構成員への周知協力要請
- ・減額特例許可事業場、過去5年間の最低賃金重点監督による違反事業場に対する周知
- ・大阪労働局主催各種セミナー等においてポスター掲示、リーフレット配付による周知
- ・需給調整事業部から大阪府内の労働者派遣事業、職業紹介事業者へ近畿2府4県最低賃金リーフレットを送付
- ・労働保険新規適用事業場への特賃リーフレットの配付



大阪働き方改革推進会議 最低賃金のための環境整備に関する作業部会



35歳以上のミドル世代のための
合同企業説明会



大阪・関西万博で働く就職面接会

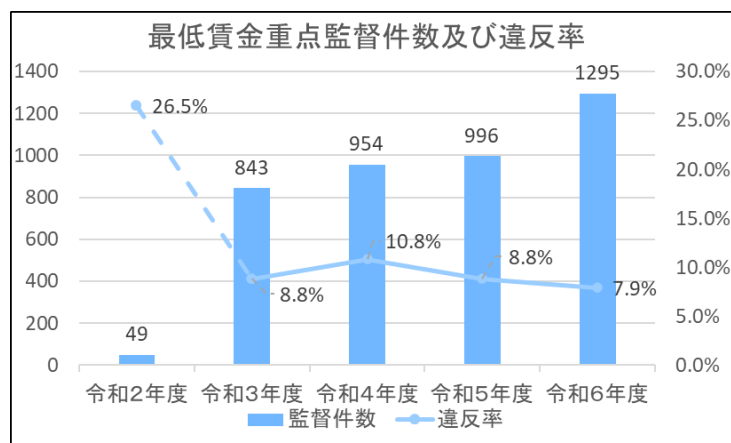
2 履行確保の取組

- ・最低賃金重点監督

令和7年1月～3月期に実施。各種統計調査や過去の指導状況等から、賃金額が最低賃金額未満のおそれが高いと考えられる事業者を対象に実施



最低賃金重点監督で配付



3 検証と課題・今後の取組

大阪府内自治体の協力もあり大阪府内43市町村すべての広報誌に掲載され、広く府民へ周知することができた。引き続き、各関係機関と連携し、大阪府最低賃金額の周知を図っていく。最低賃金重点監督の結果、一定数の違反事業場が存在するため、引き続き履行確保のための監督指導を徹底する。

- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること

1 令和6年9月「最低賃金周知・支援月間」の取組を実施

- (1) プレスリリースし、大阪労働局の取組について周知



プレスリリース



月間ポスター

- (2) 最低賃金リーフレット裏面に省庁を横断する支援策を盛り込み、利活用の促進
- (3) 大阪働き方改革推進会議 最低賃金のための環境整備に関する作業部会構成員へ周知協力要請



セミナー案内

- (4) 「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」においてセミナーを開催
- (5) 9月上旬、労働基準監督署では、最低賃金引上げによる影響率の高い業種のうち小規模事業場を中心に、改正最低賃金額や各種支援策についての資料を送付。その後速やかに、署の職員が当該事業場に直接電話にて説明することにより、周知や利活用の勧奨を実施



送付資料

- (6) ハローワークでは、求人窓口のほか、所内に改正最低賃金額を記載したリーフレットを掲示・配架して周知。加えて、マイページ登録事業所については、改正最低賃金額、賃金引上げに係る支援策等についても周知を図った。また、10月1日以降有効な求人のうち、改正最低賃金額を下回る事業所に対して、10月以降の求人票の賃金額の見直しについて指導を行った

- (7) 大阪労働局雇用保険電子申請事務センターが処理完了の届出書類を返信する際、大阪労働局版リーフレットも添付し事業主支援策の周知及び活用の促進を図った
- (8) メーリングリストを活用し、労働保険事務組合へ改正額と事業主支援策について情報の発信をし、周知及び利活用の促進を図った
- (9) 大阪労働局 YouTube チャンネル、大阪労働局労働基準部公式 X による情報発信
- (10) 助成金センターと連携し、支給決定通知書に大阪労働局版リーフレットを同封

【新規】

2 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを通じた取組

助成金の活用、生産性の向上、働きがいをもつ賃上げ策などの相談に、電話・メール・個別出張訪問等希望に応じて対応。経営相談等に関する相談の場合は、適宜、大阪府よろず支援拠点への取次ぎを行っている。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	2,204	2,303	2,239
セミナー開催数(回)	159	243	156
セミナー参加者数(人)	5,236	6,558	5,584
訪問コンサルティング(件)	1,290	2,111	2,347

※相談件数には、賃金・助成金・同一労働同一賃金等含む、すべての相談を計上。また、1回で複数項目の相談も1件として計上

3 労働基準監督署における取組

各労働基準監督署において、労働時間相談・支援班が中小企業事業主に向けての窓口相談、集団指導、説明会、訪問支援を実施。

4 支援策活用状況

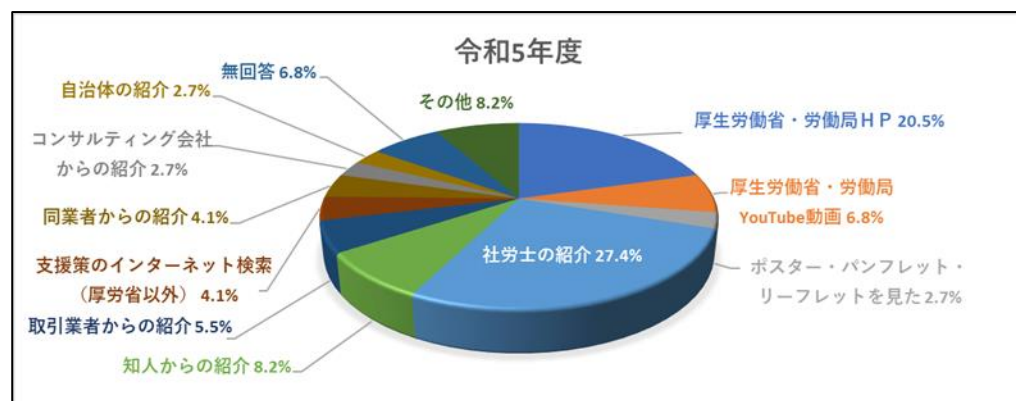
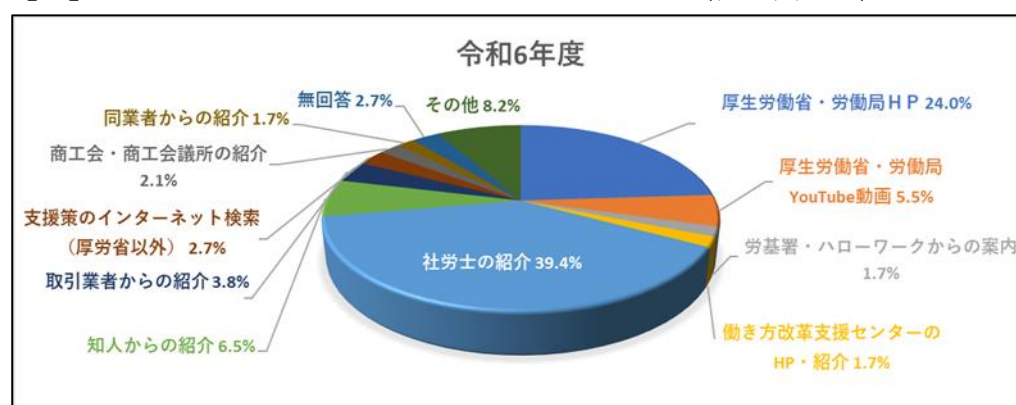
(1) 厚生労働省関連

名 称		令和4年度	令和5年度	令和6年度
業務改善助成金	申請件数	510 件	1,529 件	1,826 件
	実績件数	370 件	1,117 件	1,253 件
働き方改革推進支援助成金 ※成果目標を賃金引き上げとしているもの	申請件数	46 件	105 件	144 件
	実績件数	37 件	76 件	111 件
キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース、賃金規定等共通化コース)	申請件数	228 件	387 件	717 件
	実績件数	208 件	296 件	631 件

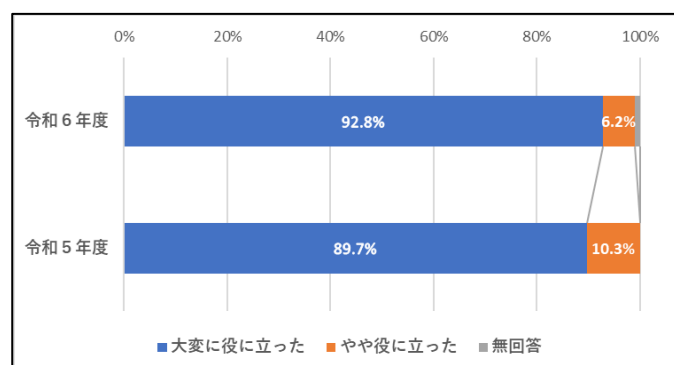
キャリアアップ助成金 (社会保険適用時処遇改善コース 令和5年10月制度開始)	計画書提出 件数	—	986件	1,763件
人材開発支援助成金	申請件数	4,936件	4,922件	6,899件
	実績件数	4,760件	4,461件	5,559件
人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース、テレ ワークコース)	申請件数	6件	6件	12件
	実績件数	6件	6件	4件

(業務改善助成金アンケート結果)

【問】業務改善助成金を知ったきっかけは何ですか(複数回答可)



【問】この助成金を利用することで生産性向上に役立ちましたか



(2) 経済産業省関連

名 称	令和 4 年度 採択件数	令和 5 年度 採択件数	令和 6 年度 採択件数
小規模事業者持続的発展支援事業 (持続化補助金)	1,940 件	2,491 件	625 件
サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 (IT 導入補助金)	4,914 件	6,788 件	4,956 件
中小企業等事業再構築促進事業	2,525 件	1,972 件	226 件
中小企業省力化投資補助金			未公表

5 近畿経済産業局との連携

- (1) 厚生労働省、経済産業省所管の支援制度をリーフレット及び労働局ホームページにまとめて掲載
- (2) 近畿経済産業局のメールマガジンにて中小企業施策等について配信
- (3) 近畿経済産業局が開催する価格転嫁サポートセミナー、令和 7 年度当初予算・令和 6 年度補正予算関連施策説明会に本省版パンフレット又はリーフレットを配付

6 検証と課題・今後の取組

違反率の減少、厚生労働省関連の助成金の利用率の増加、業務改善助成金アンケート結果により一定の周知広報の成果がでていますが、引続き業務改善助成金等の各種助成金を取りまとめた「賃上げ」支援助成金パッケージ等により、積極的な周知を図っていく。

また、中小企業が賃上げしやすい環境を整えるための制度・助成金等幅広い相談に応じる「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」、経営課題などに相談に応じる「よろず支援拠点」等の関係団体、関係省庁と連携し、横断的な事業主支援の周知を図っていく。

③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること

1 自治体等への文書による配慮要請

- ・厚生労働省労働基準局長から、例年の改定額、支援施策の周知・広報等の要請に加え、本年度より労務費の適切な価格転嫁を踏まえた要請文書を各都道府県知事・政令指定都市市長あてに発出

- ・大阪労働局においても、大阪労働局長と大阪府知事の連名で政令指定都市以外の府内自治体へ要請文書を送付
- ・大阪労働局労働基準部長名で国の在阪行政機関・事務所、独立行政法人あてに要請文書送付

2 最低賃金に係る情報の提供に関する協定

- (1) 平成 29 年度に大阪市、令和元年度に堺市、令和 5 年度に枚方市と締結
- (2) 未締結市町村に対し、協定締結の勧奨文書送付

3 検証と課題・今後の取組

政令指定都市を除く大阪府内すべての自治体、在阪行政機関等に対する配慮要請は継続して実施する。最低賃金違反に係る情報の提供に関する協定に基づいた取組を的確に実施する。また、未締結の自治体については、協定の締結の働きかけを行っていく。

- ④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を構築し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う 1 月から 3 月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと

1 関係省庁との連携

- (1) 下請かけこみ寺事業（中小企業庁）

「下請かけこみ寺事業にかかる近畿ブロック情報連絡会議」への出席。公正な取引慣行の構築、関係法令遵守の徹底について連携。また、最低賃金引上げに向けた支援制度等について情報を共有

- (2) よろず支援拠点（中小企業庁）

労働基準監督署や大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小・小規模企業の支援に関する相談の際に、中小企業庁のよろず支援拠点や各種補助金について紹介。また、よろず支援拠点では、中小・小規模企業の支援に関する相談の際に、厚生労働省の働き方改革推進支援センターや業務改善助成金を案内

2 労働基準監督署における取組

- (1) 労働基準関係法令違反が認められた事業主で、

- ①違反の背景に下請法第 4 条（親事業者の禁止行為）違反、独占禁止法第 19 条（物流特殊指定）違反のおそれがある場合、公正取引委員会又は中小企業庁に通報

- ②違反の背景に元請による建設業法（下請たたき）違反のおそれがある場合、国土交通省に通報
- （２）労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として「買ったき」等が疑われる事案について、公正取引委員会・中小企業庁または国土交通省へ通報
- （３）下請等中小事業者から「下請たたき」に関する情報を把握した場合、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」リーフレットを配付、「下請かけこみ寺」を紹介
- （４）１月から３月までの「転嫁対策に向けた集中取組期間」において、最低賃金の遵守のための指導とあわせて、賃金引上げや転嫁対策関連の施策を周知

3 検証と課題・今後の取組

所管官庁と関係官庁との連携のスキームは整備されていることから、引き続き連携を行い、最低賃金違反等の背景を見極め、所管官庁への通報を確実にやっていく。

- ⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること**

現在の取組状況等について厚生労働省に説明を行い、十分な予算措置が得られるように図る。

令和 7 年度 大阪府最低賃金の審議の進め方（案）

大 阪 労 働 局

	本審（総会）	大阪府最低賃金専門部会	事務局の手続き
7 月	第364回審議会総会（第 2 回） 大阪府最低賃金改正諮問 7 月14日（月）10：30 4 号館 2 階第 2 共用会議室		7 月14日（月） 専門部会委員推薦公示 7 月22日締切 意見聴取公示 7 月29日締切 7 月23日（水） 大阪府最低賃金 専門部会委員任命
		第 1 回 大阪府最低賃金専門部会 7 月25日（金）10:00 4 号館 2 階第1共用会議室	部会長、部会長代理の選出 審議の進め方について 審議資料等について 答申附帯事項に関する取組 状況報告
	第365回審議会総会（第 3 回） ・関係労使意見聴取（陳述） ・R 6 地賃答申附帯事項に 関する取組状況報告 ・目安伝達説明 7 月30日（水）10:00 4 号館 2 階第 2 共用会議室	第 2 回 大阪府最低賃金専門部会 7 月28日（月）13：30 2 号館 9 階共用 B 会議室	金額改正審議
		第 3 回～結審 大阪府最低賃金専門部会 第 3 回 7 月30日（水）14：00 2 号館 9 階共用 B 会議室 第 4 回 8 月 4 日（月）9：30 第 5 回 8 月 5 日（火）9：30 2 号館 9 階遠隔審理室	金額改正審議・結審 全会一致の場合には答申
8 月	第366回審議会総会（第 4 回） 地域別最賃専門部会審議結 果の報告あるいは令 6 条 5 項適用不可(採決)の場合の 答申 8 月 6 日（水）13：30 4 号館 2 階第 2 共用会議室		答申後 大阪府最低賃金改正決定答申 意見要旨の公示（異議申出）
	第367回審議会総会（第 5 回） 異議申出に係る 諮問、答申 8 月21日（木）10:00 4 号館 2 階第 2 共用会議室		異議申出締切 5 日答申の場合 8 月20日（水）
9 月～ 10 月			

令和 7 年 7 月 30 日

大阪労働局労働基準部賃金課

令和 6 年度**大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組について**

令和6年8月1日 答申 附帯事項

関係省庁が連携して、賃金引上げの環境整備のため、以下の支援策の早急な実施を政府及び大阪労働局に強く要望する。

（政府への要望）

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、有期雇用・短時間労働者等の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実をすること
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助金等による支援の強化をすること
- ③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと
- ④ 適切な価格転嫁対策については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月）の周知徹底を行うとともに、取組の強化を図ること
- ⑤ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進に向けた制度改善、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと
- ⑥ 上記の取組の措置状況について、本審議会において随時報告すること

（大阪労働局への要望）

- ① 大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと
- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること

- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること
- ④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を構築し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う 1 月から 3 月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと
- ⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること
- ⑥ 以上の取組状況については、実効性のある実施計画を作成し、公表するとともに、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること

(政府への要望に対する取組)

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、有期雇用・短時間労働者等の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実をすること

1 業務改善助成金

- ・ 申請期間と賃金引き上げ期間について、令和 7 年 4 月 1 日より複数の期間を設定する等の見直し等を実施
- ・ 令和 6 年 12 月 27 日の交付申請期限を令和 7 年 1 月 31 日に延長、また令和 7 年 1 月 31 日の事業完了期限を令和 7 年 2 月 28 日に延長が図られた（令和 6 年 12 月 24 日）

2 キャリアアップ助成金

- ・ 賃金規定等改定コースの賃上げ率の新たな区分を設定。昇給制度を新たに設けた場合の加算措置の創設（令和 7 年 4 月 1 日）
- ・ 「年収の壁」への対応として、現行の社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューの要件を見直すとともに、助成額を拡充した新たな「短時間労働者労働時間延長支援コース」を新設（令和 7 年 7 月 1 日）

3 働き方改革推進支援助成金

- ・ 対象労働者の現行の賃金額を 3 %、5 % 増加させた場合の加算に加え、7 % の場合の助成強化、恒常的な長時間労働が認められる企業における設備投資について、一部助成対象の要件を緩和（令和 7 年 4 月 1 日）

4 人材開発支援助成金

- ・ 訓練終了後に賃上げ等した場合の賃金助成額の引き上げ（賃金上昇率を踏まえた賃金助成額のベースアップの一環として実施）（令和 7 年 4 月 1 日）

② 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助金等による支援の強化をすること

1 中小・小規模企業の生産性向上への支援強化

- ・ 中小企業省力化投資補助金は、補助事業終了後の報告期間を 5 年間から 3 年間へ変更（令和 6 年 9 月 27 日改正）、ファイナンス・リース取引を補助対象（令和 6 年 12 月 12 日改正）とするなど要件を緩和

2 令和 6 年度補正予算による各種補助金の拡充（令和 6 年 12 月 17 日）

- ・ 生産性向上支援の拡充【ものづくり補助金、IT 導入補助金、持続化補助金等】
最低賃金近傍の事業者に対する支援として、ものづくり補助金や IT 導入補助金は補助率を 1/2→2/3 に引上げ
設備投資や取引実態等に合わせ、補助上限・枠・要件見直しなどを実施
- ・ 省力化投資支援の運用改善【中小企業省力化投資補助金】
業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する「一般型」の新設

3 固定資産税の特例措置の拡充・延長（令和 7 年 4 月 1 日）

- ・ 赤字の中小企業であっても前向きな投資を引き続き可能とするため、賃上げを行う企業を対象に設備投資に伴う固定資産税の特例措置を 2 年間延長するとともに、賃上げ率に応じて軽減率を引き上げる（課税標準を最大で 5 年間 1/4 まで軽減）

③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと

1 経済産業省（中小企業庁）

- ・ 令和 6 年度補正予算では、生産性向上支援の拡充として、ものづくり補助金、IT 導入補助金、持続化補助金等に 3,400 億円の補正予算。また、省力化投資支援の運用改善として、中小企業省力化投資補助金に既存の基金 3,000 億円規模を活用

2 厚生労働省

- ・ 令和 6 年度補正予算では、最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金に 297 億円の補正予算

④ 適切な価格転嫁対策については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月）の周知徹底を行うとともに、取組の強化を図ること

1 経済産業省（中小企業庁）の取組

- ・ 下請中小企業振興法 「振興基準」の改正（令和 6 年 11 月 1 日改正）
下請法で禁止する買いたたきの解釈の明確にする旨の改正
- ・ 関係事業者団体約 1,700 団体に対し、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名による文書をもって、下請代金支払等の適正化、適正な価格転嫁の実現に向けた取組を要請（令和 6 年 11 月 15 日）
- ・ 価格交渉促進月間（9 月・3 月）における周知・広報の強化及びフォローアップ調査
- ・ 国、地方公共団体に対して、新たな契約の基本方針を定め、迅速かつ適切な価格交渉・転嫁等を要請（令和 7 年 4 月 22 日）

2 公正取引委員会の取組

- ・ 11 月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に実施
- ・ 「令和 6 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果の公表（令和 6 年 12 月 16 日）
- ・ 「令和 6 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果を踏まえた事業者名の公表（令和 7 年 3 月 14 日）
- ・ 「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の成立（令和 7 年 5 月 16 日）

3 厚生労働省の取組

- ・ 1 月から 3 月までの「転嫁対策に向けた集中取組期間」において、最低賃金の遵守のための指導とあわせて、賃金引上げや転嫁対策関連の施策を周知
- ・ 下請等中小事業者から「下請たたき」に関する情報を把握した場合、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」リーフレットを配付、「下請かけこみ寺」を紹介
- ・ 賃金引上げ特設ページを公開。賃金引上げに関する企業の好取組事例や賃金引上げに向けた支援策等を掲載

⑤ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進に向けた制度改善、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと

キャリアアップ助成金では、「年収の壁」への対応として、現行の社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューの要件を見直すとともに、助成額を拡充した新たな「短時間労働者労働時間延長支援コース」を新設（令和 7 年 7 月 1 日）（再掲）

(大阪労働局への要望に対する取組)

令和6年度 答申附帯事項の取組のための実施計画

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月～
周知広報、利活用の促進、履行の確保、下請取引の適正化 ◆監督指導等による履行の確保・支援策の周知（監督署） ◆労働保険新規適用事業所への周知（監督署） ◆関係機関への通報（監督署） ◆最低賃金に係る情報の提供に関する協定に基づく自治体との連携（労働局・監督署） ◆各種会議、集団指導、セミナー、合同就職面接会等での周知（労働局、監督署、ハローワーク）等											
最低賃金周知 支援月間 Y o u T u b e 、 X の活用による周知 ・ 最低賃金のための環境整備に関する作業部会構成員による周知 ・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知 ・ 自治体広報誌による周知 ・ 環境整備に関する作業部会の開催 ・ 大阪労働局方改革推進会議最低賃金のための取組状況の報告 ・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知 ・ 改正特定最低賃金額の周知 ・ 賃減額特例許可事業場、過去5年間の最低賃金違反事業場の周知 ・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知 ・ 大阪府内高等学校への周知 ・ 在阪鉄道各社への広の依頼 ・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知 ・ 集中取組期間 確定申告会場での周知 ・ 自治体へ最低賃金に係る情報の提供に関する協定の締結勧奨 ・ 労働保険年度更新の案内に事業主支援策を掲載し送付 ・ 取組状況の報告 労働保険年度更新会場での周知											

①大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと

1 周知広報の取組

(1) ポスター・リーフレットによる周知

- ・厚生労働省版の他、裏面に中小企業支援策等を盛り込んだ大阪労働局版を作成し、幅広く配布。6月30日現在の配布枚数

・大阪労働局版リーフレット	約42,300枚
・大阪労働局版特賃リーフレット	約81,600枚
・大阪労働局版近畿リーフレット	約11,200枚
・厚生労働省版リーフレット	約50,400枚
・パンフレット	約9,100枚
・ポスター	約2,800枚



令和6年度大阪局版
地賃リーフレット



令和6年度本省版
地賃リーフレット

令和6年度大阪府内の最低賃金	
最低賃金	適用の範囲
大阪府最低賃金 1,114円	大阪府内の事業主(働く)について労働契約の適用を受ける労働者
特定最低賃金 1,120円	建設業(建設業法第1条第1項第1号に掲げる建設業)
1,120円	建設業(建設業法第1条第1項第2号に掲げる建設業)
1,127円	建設業(建設業法第1条第1項第3号に掲げる建設業)
1,127円	建設業(建設業法第1条第1項第4号に掲げる建設業)
1,127円	建設業(建設業法第1条第1項第5号に掲げる建設業)
1,119円	建設業(建設業法第1条第1項第6号に掲げる建設業)
1,114円	建設業(建設業法第1条第1項第7号に掲げる建設業)
1,114円	建設業(建設業法第1条第1項第8号に掲げる建設業)

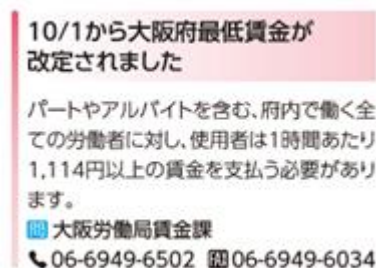
令和6年度大阪局版
特賃リーフレット

近畿府内の最低賃金	
最低賃金	適用の範囲
近畿府最低賃金 1,114円	近畿府内の事業主(働く)について労働契約の適用を受ける労働者
特定最低賃金 1,120円	建設業(建設業法第1条第1項第1号に掲げる建設業)
1,120円	建設業(建設業法第1条第1項第2号に掲げる建設業)
1,127円	建設業(建設業法第1条第1項第3号に掲げる建設業)
1,127円	建設業(建設業法第1条第1項第4号に掲げる建設業)
1,127円	建設業(建設業法第1条第1項第5号に掲げる建設業)
1,119円	建設業(建設業法第1条第1項第6号に掲げる建設業)
1,114円	建設業(建設業法第1条第1項第7号に掲げる建設業)
1,114円	建設業(建設業法第1条第1項第8号に掲げる建設業)

令和6年度大阪局版
近畿最低賃金リーフレット

- ・近畿版は需給調整事業部の派遣セミナー等で配付。近畿各局へもデータを提供し共有
- ・メーリングリストを活用し、432の労働保険事務組合や近畿圏内の81大学・短大へ改正額や事業主支援策等を周知

(2) 大阪府内全市町村に広報誌への掲載を依頼



(大阪市)

最低賃金
最低賃金制度は、働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障することにより、労働条件の改善を図ることを目的とするものです。年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いに関わらず、すべての労働者に適用されます。使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない。最低賃金には、「大阪府最低賃金」と特定の産業の労働者を対象とする「特定最低賃金」とがあります。
時間額(発効年月日)
【大阪府最低賃金】1,114円(令和6年10月1日)
【特定最低賃金】
●塗料製造業…1,120円(令和6年12月1日)
●はん用、生産用、業務用機械器具製造業、農用・調理等装置、配管工用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業…1,127円(令和6年12月1日)
●鉄鋼業…1,120円(令和6年12月1日)
●非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業…1,114円(令和6年10月1日)
●電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業…1,127円(令和6年12月1日)
●自動車・同附属品製造業…1,119円(令和6年12月1日)
●自動車小売業…1,114円(令和6年10月1日)
問合せ 大阪労働局 賃金課 ☎06-6949-6502
※詳しくはホームページ(https://site.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/jirei_toukei/saitei_chingin/saitei.html)をご覧ください。

(泉佐野市)

(3) 各自治体・出先機関、関係機関等にポスター、リーフレット、パンフレット等配架依頼



大阪市民局 (大阪メトロ)



堺市役所



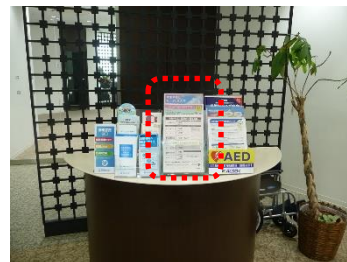
2025 年日本国際博覧会協会

(4) 金融機関での包括連携協定を活用した取組

- ・大阪信用金庫 広報誌 「だいしん NOW」(11、1月号) に掲載
- ・大阪信用金庫 大阪府内各支店の電子掲示板へモニター掲示(9月)
- ・池田泉州銀行 大阪府内各支店(81支店)の大阪労働局専用ラックに最賃リーフレットを配架(9、12月)



「だいしん NOW11月号」



池田泉州銀行



「だいしん NOW1月号」

(5) 公共交通機関を活用した取組

- ・大阪府内主要駅へポスターを掲出



J R (新今宮)



近鉄(大阪難波駅)



阪急(千里山駅)



京阪（京橋駅）



阪神（西九条駅）

（６）確定申告会場等における周知

- ・大阪国税局へ府内 31 税務署でのポスター掲示、リーフレット配架を依頼。確定申告期間中、各税務署や合同開催会場において周知。また、14 府税・自動車税事務所へも、ポスター掲示、リーフレット配架を依頼。



堺税務署

（７）マスメディア等を通じた取組

- ・答申後、会長と局長による記者会見を開催（令和 6 年 8 月 8 日）
- ・「最低賃金周知・支援月間」の取組を記者発表（令和 6 年 8 月 29 日）
- ・賃金改定・業務改善助成金の活用促進に向け、「最低賃金、賃金引き上げのための支援策をたしかめよう！！」の TV CM による周知を実施。読売テレビ外全国 31 TV 局（令和 6 年 10 月 1 日～7 日）
- ・業務改善助成金ご案内動画「～たしかめよう～ 業務改善助成金の概要について」を YouTube 公開（令和 6 年 10 月 8 日）
- ・産経ワーキングプレス（産経新聞 発行部数 44 万部）へ掲載（令和 6 年 10 月 20 日）
- ・大阪労働局 YouTube チャンネル、大阪労働局労働基準部公式 X による情報発信



令和 6 年 8 月 8 日 答申



答申後の記者会見



最低賃金、賃金引き上げのための支援策をたしかめよう！！【TV CM】



産経ワーキングプレス



大阪労働局 YouTube
チャンネル

(8) その他の取組

- ・大阪働き方改革推進会議 最低賃金のための環境整備に関する作業部会構成員への周知協力要請
- ・減額特例許可事業場、過去5年間の最低賃金重点監督による違反事業場に対する周知
- ・大阪労働局主催各種セミナー等においてポスター掲示、リーフレット配付による周知
- ・需給調整事業部から大阪府内の労働者派遣事業、職業紹介事業者へ近畿2府4県最低賃金リーフレットを送付
- ・労働保険新規適用事業場への特賃リーフレットの配付



大阪働き方改革推進会議 最低賃金のための環境整備に関する作業部会



35歳以上のミドル世代のための
合同企業説明会



大阪・関西万博で働く就職面接会

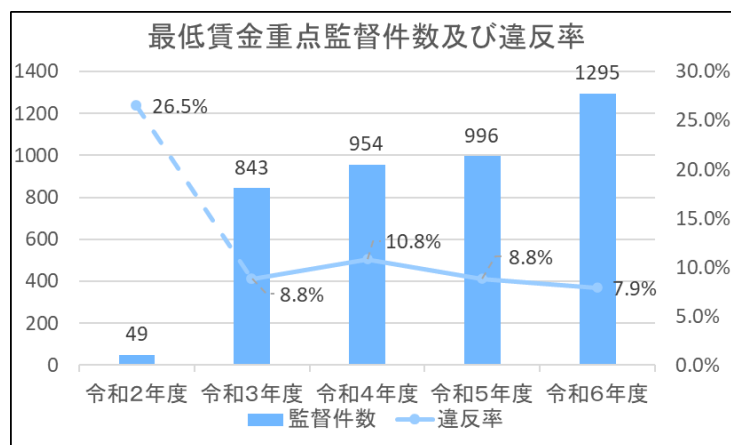
2 履行確保の取組

- ・最低賃金重点監督

令和7年1月～3月期に実施。各種統計調査や過去の指導状況等から、賃金額が最低賃金額未満のおそれが高いと考えられる事業者を対象に実施



最低賃金重点監督で配付



3 検証と課題・今後の取組

大阪府内自治体の協力もあり大阪府内43市町村すべての広報誌に掲載され、広く府民へ周知することができた。引き続き、各関係機関と連携し、大阪府最低賃金額の周知を図っていく。最低賃金重点監督の結果、一定数の違反事業場が存在するため、引き続き履行確保のための監督指導を徹底する。

- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること

1 令和6年9月「最低賃金周知・支援月間」の取組を実施

- (1) プレスリリースし、大阪労働局の取組について周知



プレスリリース



月間ポスター

- (2) 最低賃金リーフレット裏面に省庁を横断する支援策を盛り込み、利活用の促進
- (3) 大阪働き方改革推進会議 最低賃金のための環境整備に関する作業部会構成員へ周知協力要請



セミナー案内

- (4) 「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」においてセミナーを開催
- (5) 9月上旬、労働基準監督署では、最低賃金引上げによる影響率の高い業種のうち小規模事業場を中心に、改正最低賃金額や各種支援策についての資料を送付。その後速やかに、署の職員が当該事業場に直接電話にて説明することにより、周知や利活用の勧奨を実施



送付資料

- (6) ハローワークでは、求人窓口のほか、所内に改正最低賃金額を記載したリーフレットを掲示・配架して周知。加えて、マイページ登録事業所については、改正最低賃金額、賃金引上げに係る支援策等についても周知を図った。また、10月1日以降有効な求人のうち、改正最低賃金額を下回る事業所に対して、10月以降の求人票の賃金額の見直しについて指導を行った

- (7) 大阪労働局雇用保険電子申請事務センターが処理完了の届出書類を返信する際、大阪労働局版リーフレットも添付し事業主支援策の周知及び活用の促進を図った
- (8) メーリングリストを活用し、労働保険事務組合へ改正額と事業主支援策について情報の発信をし、周知及び利活用の促進を図った
- (9) 大阪労働局 YouTube チャンネル、大阪労働局労働基準部公式 X による情報発信
- (10) 助成金センターと連携し、支給決定通知書に大阪労働局版リーフレットを同封

【新規】

2 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを通じた取組

助成金の活用、生産性の向上、働きがいをもつ賃上げ策などの相談に、電話・メール・個別出張訪問等希望に応じて対応。経営相談等に関する相談の場合は、適宜、大阪府よろず支援拠点への取次ぎを行っている。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	2,204	2,303	2,239
セミナー開催数(回)	159	243	156
セミナー参加者数(人)	5,236	6,558	5,584
訪問コンサルティング(件)	1,290	2,111	2,347

※相談件数には、賃金・助成金・同一労働同一賃金等含む、すべての相談を計上。また、1回で複数項目の相談も1件として計上

3 労働基準監督署における取組

各労働基準監督署において、労働時間相談・支援班が中小企業事業主に向けての窓口相談、集団指導、説明会、訪問支援を実施。

4 支援策活用状況

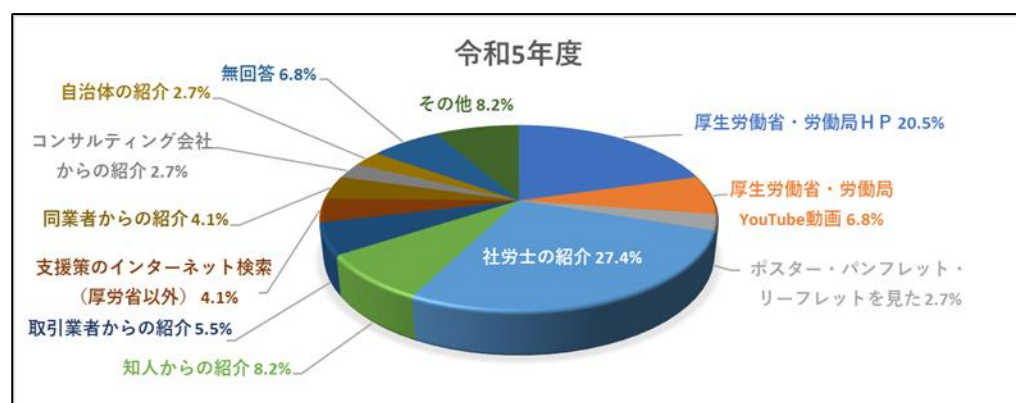
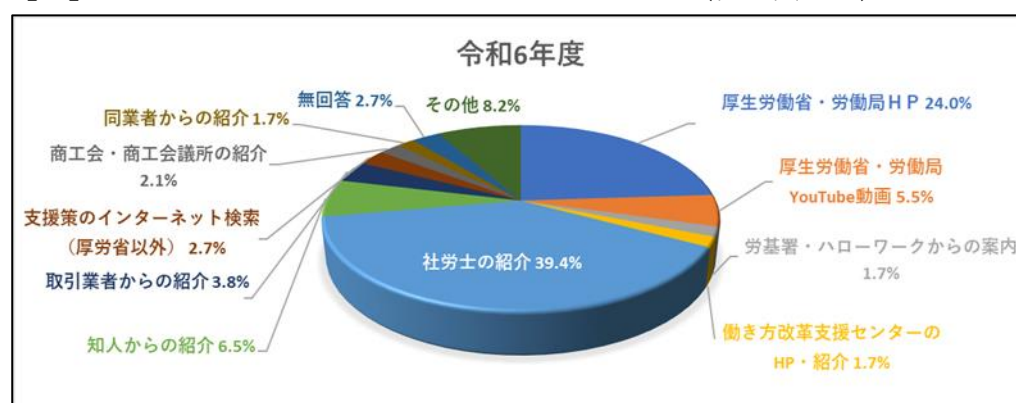
(1) 厚生労働省関連

名 称		令和4年度	令和5年度	令和6年度
業務改善助成金	申請件数	510 件	1,529 件	1,826 件
	実績件数	370 件	1,117 件	1,253 件
働き方改革推進支援助成金 ※成果目標を賃金引き上げとしているもの	申請件数	46 件	105 件	144 件
	実績件数	37 件	76 件	111 件
キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース、賃金規定等共通化コース)	申請件数	228 件	387 件	717 件
	実績件数	208 件	296 件	631 件

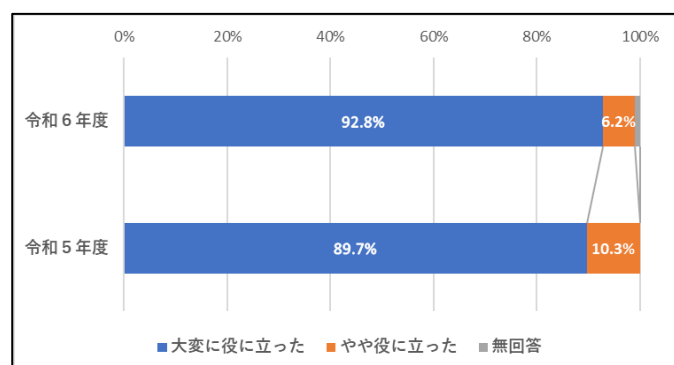
キャリアアップ助成金 (社会保険適用時処遇改善コース 令和5年10月制度開始)	計画書提出 件数	—	986件	1,763件
人材開発支援助成金	申請件数	4,936件	4,922件	6,899件
	実績件数	4,760件	4,461件	5,559件
人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース、テレ ワークコース)	申請件数	6件	6件	12件
	実績件数	6件	6件	4件

(業務改善助成金アンケート結果)

【問】業務改善助成金を知ったきっかけは何ですか(複数回答可)



【問】この助成金を利用することで生産性向上に役立ちましたか



(2) 経済産業省関連

名 称	令和 4 年度 採択件数	令和 5 年度 採択件数	令和 6 年度 採択件数
小規模事業者持続的発展支援事業 (持続化補助金)	1,940 件	2,491 件	625 件
サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 (IT 導入補助金)	4,914 件	6,788 件	4,956 件
中小企業等事業再構築促進事業	2,525 件	1,972 件	226 件
中小企業省力化投資補助金			未公表

5 近畿経済産業局との連携

- (1) 厚生労働省、経済産業省所管の支援制度をリーフレット及び労働局ホームページにまとめて掲載
- (2) 近畿経済産業局のメールマガジンにて中小企業施策等について配信
- (3) 近畿経済産業局が開催する価格転嫁サポートセミナー、令和 7 年度当初予算・令和 6 年度補正予算関連施策説明会に本省版パンフレット又はリーフレットを配付

6 検証と課題・今後の取組

違反率の減少、厚生労働省関連の助成金の利用率の増加、業務改善助成金アンケート結果により一定の周知広報の成果がでていますが、引続き業務改善助成金等の各種助成金を取りまとめた「賃上げ」支援助成金パッケージ等により、積極的な周知を図っていく。

また、中小企業が賃上げしやすい環境を整えるための制度・助成金等幅広い相談に応じる「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」、経営課題などに相談に応じる「よろず支援拠点」等の関係団体、関係省庁と連携し、横断的な事業主支援の周知を図っていく。

③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること

1 自治体等への文書による配慮要請

- ・厚生労働省労働基準局長から、例年の改定額、支援施策の周知・広報等の要請に加え、本年度より労務費の適切な価格転嫁を踏まえた要請文書を各都道府県知事・政令指定都市市長あてに発出

- ・大阪労働局においても、大阪労働局長と大阪府知事の連名で政令指定都市以外の府内自治体へ要請文書を送付
- ・大阪労働局労働基準部長名で国の在阪行政機関・事務所、独立行政法人あてに要請文書送付

2 最低賃金に係る情報の提供に関する協定

- (1) 平成 29 年度に大阪市、令和元年度に堺市、令和 5 年度に枚方市と締結
- (2) 未締結市町村に対し、協定締結の勧奨文書送付

3 検証と課題・今後の取組

政令指定都市を除く大阪府内すべての自治体、在阪行政機関等に対する配慮要請は継続して実施する。最低賃金違反に係る情報の提供に関する協定に基づいた取組を的確に実施する。また、未締結の自治体については、協定の締結の働きかけを行っていく。

- ④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を構築し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う 1 月から 3 月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと

1 関係省庁との連携

- (1) 下請かけこみ寺事業（中小企業庁）

「下請かけこみ寺事業にかかる近畿ブロック情報連絡会議」への出席。公正な取引慣行の構築、関係法令遵守の徹底について連携。また、最低賃金引上げに向けた支援制度等について情報を共有

- (2) よろず支援拠点（中小企業庁）

労働基準監督署や大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小・小規模企業の支援に関する相談の際に、中小企業庁のよろず支援拠点や各種補助金について紹介。また、よろず支援拠点では、中小・小規模企業の支援に関する相談の際に、厚生労働省の働き方改革推進支援センターや業務改善助成金を案内

2 労働基準監督署における取組

- (1) 労働基準関係法令違反が認められた事業主で、

- ①違反の背景に下請法第 4 条（親事業者の禁止行為）違反、独占禁止法第 19 条（物流特殊指定）違反のおそれがある場合、公正取引委員会又は中小企業庁に通報

- ②違反の背景に元請による建設業法（下請たたき）違反のおそれがある場合、国土交通省に通報
- （２）労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として「買ったき」等が疑われる事案について、公正取引委員会・中小企業庁または国土交通省へ通報
- （３）下請等中小事業者から「下請たたき」に関する情報を把握した場合、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」リーフレットを配付、「下請かけこみ寺」を紹介
- （４）１月から３月までの「転嫁対策に向けた集中取組期間」において、最低賃金の遵守のための指導とあわせて、賃金引上げや転嫁対策関連の施策を周知

3 検証と課題・今後の取組

所管官庁と関係官庁との連携のスキームは整備されていることから、引き続き連携を行い、最低賃金違反等の背景を見極め、所管官庁への通報を確実にやっていく。

- ⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること**

現在の取組状況等について厚生労働省に説明を行い、十分な予算措置が得られるように図る。